

1890年の「エルトゥールル号事件」発生現場における初期対応：明治期の日本における外国船海難事故にかかわる災害教訓史料としての『沖日記』の重要性

著者	三沢 伸生
著者別名	MISAWA Nobuo
雑誌名	東洋大学社会学部紀要
巻	42
号	1
ページ	95-128
発行年	2004-11
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00003279/

1890 年の「エルトゥールル号事件」発生現場における 初期対応：明治期の日本における外国船海難事故に かかわる災害教訓史料としての『沖日記』の重要性

Initial responses to the ‘Tragedy of the Ottoman Battleship *Ertuğrul*’ on the accident spot (1890) : The importance of the ‘*Oki Diary*’ as a disaster-proof material against foreign ships’ accidents in Japan during the *Meiji Era*

三 沢 伸 生
Nobuo MISAWA

は じ め に

日本とオスマン朝、さらにオスマン朝が当時のイスラーム世界を代表する国家であったことを考え合わせれば、日本とイスラーム世界との交渉史において 1890（明治 23）年に勃発した「エルトゥールル号事件」は極めて重要な事件である⁽¹⁾。こうした観点に立脚して、筆者は従来までほとんど顧みられてこなかった事件発生後の日本における事態の推移を様々な史料を発掘しながら実証的に解明してきた⁽²⁾。

ところで、この事件は上記のような日本とイスラーム世界との交渉史という観点とは異なるもう一つ注目すべき観点からも重要性を有する。「エルトゥールル号事件」は、日本の災害対策史上において明治期における外国船難破事故の対応事例として、災害史研究の立場からも研究されなくてはならないのである。周知のように、幕末の開国に端を発して明治時代に至ると日本政府は諸外国に對して積極的に開国政策を展開した。その結果として様々な外国船が日本に頻繁に往来するようになり、それにつれて外国船海難事故の数も増すこととなった⁽³⁾。外国船海難事故には当該国との外交関係はもちろんのこと、条約をはじめとする様々な司法上の問題が絡むこととなり、欧米諸国との条約改正問題に揺れる当時の日本の政府・社会にとって大きな問題を引き起こしていた⁽⁴⁾。

こうした状況下にあって「エルトゥールル号事件」とは、和歌山県大島において同号に乗艦していた500名以上のオスマン朝の乗員が死亡するという、明治期の日本が初めて遭遇した未曾有の外国人死者を出した外国船海難事故であった。筆者が明らかにしてきたように、今まで日本とトルコの両国においてこの事件は実態と大きく乖離して美談としてのみ語り継がれるばかりで、その詳細な実態の解明はおろそかにされてきた。こうした問題意識の欠如も一端となって、海難事故対応にかかる貴重な災害関連史料も忘却・散逸・埋没してしまっている。

この事件に際して日本がいかなる事後対応をなしたのかを明らかにすることは極めて重要である。筆者は主として様々な国内の新聞史料に依拠しながら、今まで顧みられてこなかった事件発生後の事態の推移の全体像を整理してきた⁽⁵⁾。新聞史料の特徴として、事件発生から一定時間が経過して新聞社による情報収集が進んだ後は極めて詳細な情報を含むものの、事件発生直後の状況に関する情報は少なく、錯誤・錯綜している情報も存在する。しかし災害研究の観点から見た場合、この災害発生直後の状況、とりわけ発生直後の初期対応は極めて重要である。なぜなら災害の事後対策を大きく左右するのは初期対応であるからである。

史料論的にいえば、二次史料としての新聞史料の有する上述の欠点を補うためには、一次史料すなわち事件に関与した様々な日本の公的機関が有する文書史料を発掘・整理することがまずもって必要となる。ところが「エルトゥールル号事件」に関して、こうした基本的作業はきちんと進められずに放置されたままである。

そこで本稿では、時系列的・空間的に限定を加えて、まずは発生現場すなわち和歌山県大島における事件への初期対応にのみ特化して、文書史料を発掘・整理して、その実態を詳細に明らかにしようと試みるものである。こうした基本的作業は、単に現場における初期対応のみならず、その後に続く現場より上位の地方行政機構、中央政府と大局的な初期対応策がどのように策定・展開されていったのか、さらに巨視的には「エルトゥールル号事件」を通して、日本においてどのように災害教訓史料が編まれてきたのか、またその後に災害教訓をどのように蓄積・活用させていったのかを明らかにするまでの基礎となるものである。

I. 史料の諸問題

現場における初期対応を再構成するには、こうした初期対応を行う三つの主体に区分して考慮する必要がある。もちろん初期対応の全体像を再構成するためには全てを解明する必要があるが、前述のように文書史料がきちんと整理されていない現状から、まずは初期対応をきちんと区分して、順序だてて初期対応の実態解明を進めていく。

三つの主体とは、第一に、事後現場の郡町村、第二に、その郡町村を統括する地方行政機構、第三に中央政府である。この三つの主体を「エルトゥールル号事件」にあてはめるならば、第一の発

生現場として和歌山県大島の郡町村。第二の地方行政機構として、大島が属する和歌山県庁と生存者を受け入れることとなった神戸を擁する兵庫県庁。第三の中央政府として、まず内閣総理大臣の山縣有朋を中心とした内閣が筆頭にあがる。ついで各省が関与するが、なかでもエルトゥールル号が皇室訪問の帰途に事故に遭遇したことから宮内省、および皇室直属機関であった日本赤十字社が大きな役割を果たす。他の省では外国船海難事故として外務省、気象を統括する官庁でもあり国内の災害・事件に対応する官庁である内務省、外国軍艦の海難事故であることから海軍省とが関わる。さらに救済措置が緊急の国庫支出と関わることとなるので後には大蔵省も関係してくる。

このように事故の初期対応に限定しても、多数の関係機関がかかわっている。明治以前から日本においては島国という地理的条件から海難事故に対する対応措置が整備されていた⁽⁶⁾。しかし「エルトゥールル号事件」のような突発的な海難事故発生時において、様々な要因から錯綜する状況にあって複数の関係機関は相互の間で連絡を取りながらも独自に対応策を講じることになった。人命尊重の精神に従えば、一刻を争う状況下にあってこうした初期対応の混乱はやむをえないことである。その結果として、複数の関係機関は独自に事後対応の記録を作成・保管することになった。しかしながら事後処置が一応の完結を見ても当時の政府には、こうした様々な災害関連史料を統合・検証して災害・事件の実態を解明するとか災害教訓を汲み取るために利用することはなかったようである。結果として、現在のところ「エルトゥールル号事件」の初期対応を正確に再構成するためには、分散・埋没してしまっている一次史料であるこうした災害関連の文書史料を発掘・整理することが必要となっている。

史料論的にみれば、筆者が今まで整理してきたように、新聞・雑誌といったメディア史料は社会の動向を知る上で充分に一次史料となるものである。だが、こうした史料は災害史研究として事後の初期対応を知るためには二次史料にならざるをえない。しかし二次史料であれ事件の全容を知る上において、極めて有益な史料である。後述のように一次史料である文書史料の多くが散逸・埋没している現状において、同時代に公官庁に取材した記録である新聞・雑誌史料は有効な手がかりを提供するものである。こうした史料の問題を踏まえながら、文書史料を発掘・整理する上においては、前述のように事故に対する初期対応の主体に応じた三分類に即して、史料も三つに分類して考慮する必要がある。

三分類のうち第一にあげるべきものは、本稿で扱う発生現場の文書史料である。和歌山県大島は、当時は和歌山県東牟婁郡大島村に属していた（その後の行政区画の変更により、現在は和歌山県西牟婁郡串本町に属する）。事件当時は官選知事の時代であり、日本の地方行政機構は整備途上であったが、それでも地方の末端にまで文書史料が作成される慣習が出来上がっていた。大島村も例外ではなかった。現在、大島には、「エルトゥールル号事件」を記念して、遭難碑（慰靈碑）のそばにトルコ記念館が建立されており、関連史料の一部が保管・展示されている。同館所蔵遺物のなかで特筆すべきは、大島村長であった沖周の筆による『土耳其軍艦アルトグラー號難事取扱ニ係ル日記』（以後、『沖日記』と略記）、および生存者の救護中に医師たちによって作成された診断書の写しであ

る⁽⁷⁾。本稿は、主に『沖日記』の分析を通して現場における初期対応の実態の解明を試みるものである。前述のように大島村は東牟婁郡に属し、初期対応に際して東牟婁郡長の赤城維羊、東牟婁郡警察署長の清水廣次も大島を訪れ、初期対応に参画している。しかしながら、大正年間に作成された東牟婁郡に関する詳細な郷土史においては、「エルトゥールル号事件」に関して事件当時に関しては文書史料が引用されていない。和歌山県知事が遺品保全のために発した明治25（1892）年、26（1893）年付けの文書が紹介されているだけである⁽⁸⁾。郡単位での文書史料についてはさらなる探索を必要としている。

さて三分類のうち残る史料群については稿を改めて扱い、第二分類に属する史料、すなわち大島村の属する上位の地方行政機構である和歌山県庁および生存者を受け入れた兵庫県庁の文書史料、さらには第三分類に属する史料である、内閣をはじめとする中央諸機関の文書史料を整理して、発生現場に統いて地方団体・中央政府の事件への初期対応の実態を解明する予定である。

「エルトゥールル号事件」の発生後の状況を扱った研究は数少ない⁽⁹⁾。例外的に日本＝トルコ関係史の先駆的研究者である内藤智秀が様々な機関作成の公文書を用いて研究しているが、出典註に示される公文書が原本なのか何らかの要約なのか、またその保管場所がどこなのかななど史料情報を明記することがほとんどない⁽¹⁰⁾。例えば、事故現場の初期対応にかかる文書史料として、内藤は『樺野崎灯台日誌』を引用しているが、現在ではその行方は判然とせず、内容の検証ができない⁽¹¹⁾。内藤が外務省関係者であったことを考慮すれば、その職務に即応して特に中央政府に集約・保存された諸公文書を閲覧できた可能性が高いと想像されるものの、今日の検証を不可能にしているだけに研究としての価値を減殺させてしまっている。また内藤の研究では、本稿で扱う大島村作成の史料については一切触れておらず、このことから必ずしも文書史料を網羅的に涉猟していたわけではないことも分かる。

II. 『沖日記』の特徴および校訂全文

一般に災害史料の価値を左右するのは発生現場における情報の存在の有無である。災害史料が後の災害対応に際しても有効な災害教訓史料となりうるかどうかも、現場において情報の記録がどれだけ作成・保存されているかにかかっている。その意味において「エルトゥールル号事件」は例外的といつても過言でないほどに発生現場において詳細な同時代史料が作成され、今日まで保存されてきている。

その筆頭にあがる貴重な文書史料が、『沖日記』である。『沖日記』は4つの部分から構成される。第1に沖村長が記した勃発の翌日である9月17日から10月1日に至るまで、詳細なる日記である（図1-5、1-51頁）。この部分が日記の中核をなす。第2に「死体埋蔵調」と題された日別の検死・埋葬の一覧表（図5：54-55頁）。検死・埋葬の記録は日記内に記されているが、それを分かりやす

く一覧表にしたものである。第 3 に「領収書」(図 6 : 58-60 頁)。これは拾得遺品を管理するために古座分署長の小林征一宛に提出した沖村長の領収書の写しである。第 4 に大島村樺野区長の齋藤半右衛門が 9 月 28 日から 10 月 6 日に至るまでの状況を沖村長に宛てた簡単な報告 (図 6 : 62-65 頁) からなる。この報告書は沖村長によって参考資料として付せられたものであろう。

最初の 3 つの部分は、「東牟婁郡大島村」と印刷された事務用箋、さらに齋藤区長報告は「大島村字樺野」と印刷された事務用箋に記されており、村役場の公務において公的記録文書を作成する習慣が確立されていたことを窺がわせる。また各部分の間には白紙をはさむなどして区別をつけている。『沖日記』が記されたのは必ずしも沖村長の人間性ばかりに依存するのではなく、組織としての明治期日本の地方行政機構にも一因を求めることが出来るやも知れない。

以下、長文になるが、『沖日記』全文を校訂・再録する (テキスト原文は本稿末図 1-6)。漢字表記は現在の当用漢字に改めることなく、極力当時のままに記すように心がけたが、特異な崩し字などはフォントの関係上、崩し字から元字に改めている。当時の文章として、句読点は記されていないが段落頭は一字下げている。便宜上、日記の日付を原文にはない下線付き太文字で記した。また筆者の判読不能部分は で示した。今後の課題としたい。また本来ならば原文と同じく縦書きでもって校訂したかったが、本紀要のフォーマット上、横書きにせざるを得なかった。御寛恕を願いたい。

明治廿三年九月

土耳其軍艦アルトグラー號難事取扱ニ係ル日記

難事取扱事務出張所

出張吏員

東牟婁郡警察署長 清水廣次

同 古座分署長 小林征一

巡査

川島 犬楠 森本角三郎 芦原龜二郎

岩橋富二郎 木村 實 小山啓二郎

塩橋寿三郎 土屋森之丈

右

沖 周 菱垣 芳松 橋爪 仁蔵 山本重一郎

木野 仲輔

明治廿三年九月十七日午前第十時三拾分本村大字樺野崎燈臺下東海岸ナル字 (コジョチ) ニ於
テ外國商船難破ニ罹リ乗員ノ内死者及負傷者有之ニ付醫師同伴出張ノ義樺野崎区長齋藤半右衛門
ヨリノ届出ニ接シタルヲ以テ直ニ其旨郡役所へ急行直夫ヲ發シ本縣廳ヘハ田邊電信局ニ嘱託シテ

電報ヲ發セシメタルト同時ニ醫師松下秀伊達一郎ノ二氏ニ其旨ヲ告ケテ出張ノ調度ヲナサシメ且ツ食用品ヲ調度シ書記菱垣芳松及傭員等ヲ隨ヘ巡查川嶋犬楠及醫師同行出張ノ途負傷者ノ意外ニ多数ナル事ヲ承知シ更ニ醫師川口三十郎ヘモ出張ノ義ヲ照會シ櫻野区ニ到着セシハ正ニ午前第十一時三十分ナリシ

同時齋藤区長就キ該顛末ヲ尋問セシニ本日午前第六時當地ノモノ採藻ノ為メ海岸へ出業ノ途次乗員ニ出會追々負傷者等ノ上陸シツゝアル旨報シ来リシヲ以テ直ニ現場ニ至リ視ルニ船体ノ碎片宛モ山ヲナシ海面死体ノ激浪中ニ浮遊シアルヲ以テ直ニ人夫ヲ出シテ負傷者ヲ擔荷寺院ニ移サシメ且ツ燈臺ニモ上陸シアル由而シテ彼等ノ本国ハ土耳其タル事ハ稍判シタルモ未ダ其漁船ト帆走船タル事及ヒ商船ト軍艦ノ區別且ツ乗員ノ全数及死亡者ノ員數等言語不通ノ為メ承知スルニ由ナク唯上陸者凡ソ六十餘名ニシテ内五十名ハ負傷者ナリ之ヲ寺院ト燈臺官舎ニ居セシメ當地醫師小林建齋ヲシテ治療ヲ施サシメシモ未ダ全キヲ得ザルヲ告グ

茲ニ於テ醫師松下秀伊達一郎氏ト同行寺院燈臺ノ負傷者ヲ檢スルニ燈臺ニ居ルモノハ重傷者タリヲ以テ之ヨリ直ニ同臺官舎内ニ於テ治療施術シ漸次和館舍ニ移シタルモ狹隘ニシテ致底加療セシメルニ適セス故ニ施療ヲ了シタルモノハ漸々大嶋ニ移ス其數拾八名其他ノ負傷者ハ寺院ニ送ル右ハ燈臺主任ヨリ事務上差支フル旨ヲ以テ移轉ノ事ヲ頻リニ協議セシヲ以テ終ニ處置茲ニ及ビタリ而シテ醫師川口三十郎ハ正午當地ニ着セシヲ以テ之ヲ寺院ニ向ケ同所負傷者廿余名ヲ施療セシメタリ

是レヨリ先キ書記菱垣芳松雇員山本重一郎ヲシテ巡查同行遭難現場ニ出張セシメ専ラ漂着ノ死体及物品保安ノ事ニ從事セシム

書記及雇員等ガ現場ニ出張スルト同時ニ燈臺ニ上陸セシ重立チタルモノニ就キ難事ノ顛末ヲ尋問セシモ何分言語不明ニシテ判然セザルモ漸ク手眞似等ヲ以テ國名及船形船號乗組人員等稍判然セリ併シナガラ其他ノ件ニ至テハ兎角弁別スル事ヲ得ス故ニ燈臺主任滝澤正淨ニ就キ尋問セシニ船種ハ帆走船ニシテ横濱出帆ハ本月九日其后二日間長浦ニ検疫ノ為メ滯舟シタル云々他ハ前聞ト敢テ異ナル所ナカリキ

然ルニ上陸シアル乗員ヲ視ルニ中ニハ水兵ノ服ヲ着スルモノアルニ因リ果シテ本船ノ軍艦タル事ヲ認知シ且ツ死者ノ数百人ニ及ビタルノミナラス貴顯ノ向モ乗艦アラセラル由粗ボ承知シ茲ニ事ノ重大ナル事ヲ察シ其談話セシモノニ就キ自分ト同行神戸ニ赴カン事ヲ謀リシニ彼レハ手眞似ヲ以テ衣服ト金錢ナキニヨリ仮令望ムモ得ヘカラザルモノゝ如ク迷惑ノ旨申立ルニ付其辺ハ渾テ拙者ガ弁理シ幸ニ本日大嶋港ニ寄泊シアル漁船防長丸ニテ同行出帆セン事ヲ約ス彼レ之ヲ諾シ尋テ今一人ヲ要シ都合二人神戸ニ赴ク事ヲ決定即チ同道シテ区長事務所ニ歸ル時正ニ午后四時ナリ

恰モ好シ此時防長丸船長運轉手機関手等ハ此大難事ヲ聞知シ實況調査シ且ツ急時ノ便ヲ得セシメン事ヲ要シ當地ニ來會スルヲ聞キ直ニ呼寄セ神戸ヘ出發スル事ヲ談セシニ素ヨリ同業上ノ義務ヲ以テ應諾セリ偶々船長及機関手ガ英語ニ通シ且ツ久シク外國軍艦ノ乗員タリシ趣ヲ承知シ之ニ命シテ通辦ノ事ヲ托ス其媒介ヲ得テ判明セル事項左ノ如シ

一 土耳其軍艦 漢船
一 艦号 アルトグラー
一 馬力 六百馬力
一 噸数 壱千壹百噸
一 大砲 大十門 小十門
一 橋 三本
一 艦員 六百五拾名

内

五百八十七名 死亡

残員六十三名 存生上陸

内

五名 無事

五十八名 負傷者

皇族（土耳其皇弟タル事ヲ述ブ） ヲスマンパシャ殿下

一等艦将 アレベー

二等艦将 ニユルベー

三等艦将 ナーマーツ

四等艦将 ハイダール

右四等艦将ハ予ト燈臺ニ於テ談話シ且ツ神戸ニ至ル為メ當事務所ニ同行セシ方ニシ
テ英語英文字ヲ能クシ為ニ聊カ談話ノ効アリ而シテ今マ防長丸船員ノ談話モ専ラ本人
トノ間ニ於テ為シタルモノナリ

樂隊長 イスマイル

右楽隊長ハ予ト燈臺ヨリ同行セシ一人ニシ四等船長ハイダール氏ト共ニ神戸ニ到リ
シ人ナリ

一等機関手 イフラエンブ

二等機関手 アフメーパ

三等機関手 アリコー

横濱解纏ハ本月十四日ニシテ神戸ニ到ルノ途次進航中同十六日午后第四時樫野崎暗礁（上ミ瀬
ナラン）ニ衝突シ機関及艦底破裂シ激浪ノ為メ同十時頃燈臺下東側海岸ヘ漂着セシ云々ニアリ
左ノ二名ハ難事実況具申處分ト等ニ關シ漢船防長丸ニテ神戸ニ到ル然ルニ曾テ自分モ同行ノ事
ヲ示シタリシモ本件處理ノ為メ同行シ難キヲ告ケ代理トシテ臨時村役場雇員橋爪仁蔵ヲ隨行セシ
ムル事ニ決シ兵庫縣知事ヘ對シ右難事ノ實況ヲ具シ其處分方同國領事廳ヘ掛合等ノ依頼書付シ旅
費手宛トシテ金拾円ハハイダール氏ニ貸與シ拾五円ハ附添人橋爪仁蔵氏ニ携帶セシメ其衣食ノ如
キハ防長丸船長ヘ直接囑託シテ當地出發セシハ午后五時頃ナリキ

四等艦将 ハイダール

樂隊長 イスマイル

尋テ本縣廳ヘハ嚮キノ電報ニ對シ通辦ヲ得テ聞取タル詳細ヲ再報スルト共ニ海軍大臣及呉鎮守府ヘ對シ各々電報ヲ發ス

午後第五時過小林古座分署長ハ巡査ヲ隨へ出張セリ同十時ハイダール氏外一名ヲ護送スル為メ隨行ノ巡査ヲ發セシム

同夜當地ニ残リタル負傷者治療ノ為醫師川口三十郎松下秀ノ二氏滯泊セシム

同夜十一時特ニ直夫ヲ馳セ明日前第十時發ノ郵便ヲ謀リ縣廳郡役所ヘ詳細ナル書面ヲ西牟婁郡串本郵便局ヘ發送ス

本日使役セシ人夫ハ齋藤区長ニ於テ雇入シ専ラ負傷者ヲ擔荷及看護等ニ要スルニアリ

明十八日死体及船具ノ保安ヲ要スル為メ直夫ヲ馳テ大嶋須江ノ両大字ヘ出夫ヲ命シ夫々計畫ヲ全フス

本日死屍ノ検視ヲ為シタルモノ 四人 但共同墓地ヘ埋葬

十八日 天氣時トシテ降雨

本日ハ海面漂流スル死屍引揚ノ為メ樺野須江大嶋ニ命シテ船及人夫ヲ出サシム而シテ須江ヨリ出ヅルモノハ東南海岸ヲ搜索セシメ大嶋ヨリ来ルモノハ西内側濱海面ヲ搜ラシムルモ激浪ノ為メ舟ヲ磯際ニ達スルクハザルヲ以テ各字ヨリノ出夫ハ海岸船津ノ内ヲ捜査セシム

午前十時樺野大龍寺ニアル負傷者ハ室内狭隘ヲ來シ諸事不都合ヲ感セルヲ以テ四十五名ヲ大嶋ニ移轉セシムル事トシ之ニ醫師松下秀川口三十郎ノ二氏ヲ付シ小舟ヲ要シテ同地蓮生寺ニ送ル但シ之ヲ移轉セシムル以所ノモノハ蓮生寺ハ構造大龍寺ヨリ廣大ニシテ且ツ空氣ノ流通食物ノ調達舟運ノ便等ヲ謀ルニアリ

茲ニ於テ大嶋蓮生寺ヲ仮リニ負傷者ノ病室トシ患者ノ輕重ヲ區別シ各自ヘ番號標ヲ交付シ之ニ看護者數十人ヲ置キ各受持ヲ定メテ看護怠ラサルヲ勉メ而シテ士官及壯健者ヘハ各室ニ小使ヲ付シ用ヲ弁セシム

食物ハ特ニ賄人ヲ定メ其望ム所ヲ調度シ其他ノ請求ノ物品ハ時々之ヲ與フル等其經濟ヲ取締ル為メ岩谷喜三平芝三次郎ノ二氏ヲシテ專ラ之ニ從事セシム

右大嶋ニ移轉セシメタル負傷者等ノ監督ハ助役木野仲輔ヲ以テ統轄セシメタリ

上陸者ノ内ママタリー及ブザーン外二名ヲ樺野ニ残シタルハ死体及臨機處分ノ件等商議ヲ要スルガ為ナリ

同日午前第十時東牟婁郡警察署長清水廣治氏ハ巡査森本角三郎蘆原龜三郎ノ二氏ヲ隨へ出張セリ尋テ東牟婁郡長代理同郡書記坂本隆氏モ出張セリ

死体ノ海面ニ漂流スルモノ多キヲ以テ一々所定ノ墓地ニ埋葬スル事ハ實地ノ狂隘ヲ來シ加之里程十余町ヲ懸隔スルヲ以テ其運搬ノ不便ヨリ多額ノ費用ヲ要スルノミナラズ皇族ノ遺骸ヲモ埋葬スル計畫ナルヲ以テ特ニ将来ヲ慮り臨場警察官ト申合セ更ニ便宜ノ地ヲ撰定シテ埋葬セン事ヲ要

シ茲ニ於テ軍艦遭難場ニ接近セル字尾崎南側山野ヲ以テ埋葬地ヲ設定シ本日ヨリ取揚ル所ノ死体ハ渾テ茲ニ埋葬セシムル事ト定ム

前日漂着セシ死屍四人ハ旧墓地ニ埋葬セシメタリ

死体ハ渾テ寝函ヲ新調シテ埋歿スル事ニ決定セショリ各所ニ馳セ用材ヲ購求ス

串本神田商會漁船部ヨリハ神田丸會計鈴木純太郎外壱名ヲ當地へ出張應分ノ義務ヲ果サン事ヲ述フ

潮岬村役場ヨリ態々出張慰問セラル

本日ヨリ土耳其軍艦遭難事件結了ニ至ル迄事務所ヲ樫野ニ置ク事ヲ公示ス

各大字重立タルモノハ本件ニ付義務ヲ以テ相當ノ役ニ從事セン事ヲ申出ニヨリ夫々へ人夫若干ヲ付属セシメ人夫使役ノ長トス

本日検視済死体四人、新墓地へ埋葬

十九日

本日ハ海上稍々静穏ナルヲ以テ海面ニ散流セルモノ及海岸ニ漂着スル死体曳揚ノ為メ數艘ノ小舟又ハ人夫ヲ各海濱ニ馳セシメ専ラ捜査ノ事ニ從事セシム

當日ハ死体ノ揚ルモノ頗ル夥多ナルヲ以テ死屍ニ接スルモノハ普通ノ人夫ニテ到底扱ヒカネルニヨリ更ニ西向村新平民ヲシテ取片付方及ビ運搬ノ事ヲ受負シム其賃銀ハ死体一人ニ付四拾錢ト定ム

皇族ヲスマンパシャ殿下ノ容貌ヲ詳知セシヲ以テ特ニ新宮町以南西牟婁郡潮岬村ニ至ル沿海諸村へ通知シ該遺骸ト認ムルモノハ埋葬ニ先チ急報セラレン事ヲ報告スルト同時ニ出役ノ人夫ニ對シ殿下ノ遺骸ヲ認メ之ヲ引渡シタルモノニハ特別ノ賞與ヲ為ス旨ヲ公示シ以テ皇族殿下ノ遺骸ヲ速知スル事ニ勅メタリ

午後ニ時田原村役場ヨリ死体五人漂着セシ旨直夫ヲ以テ照會シ越シタルニヨリ皇族殿下ノ外ハ其他ニ於テ埋葬被取計度旨回答セリ

乗員四名居残リノ内ママタリー外一名ハ大嶋ニ移ラン事ヲ希望シテ止マザルヲ以テ之ヲ護送セシメブラザーン及付属一名ハ當梶野ニ在テ専ラ死体ノ艦別ニ從事セリ此ニ名ハ齋藤半之右エ門ニ宿泊ス

同三時頃前日大嶋ニ送リタル内機関手アリーフ水兵「パツサブヘフセー」及「デヌルジーアーシー」同行樫野崎ニ來リ死体等ノ檢シタル后燈臺ニ休憩セルブラザーンニ對シ痛ク論糺スルモノハ如シ暫シテ退出尋テ小生ハブラザーント同行檢視場ニ至ラントセシニ卒然路傍ニ右水兵二名顕ハレ彼ノブラザーンヲ押シ伏セ懷中ヲ搜リ指環ヲ奪ハントスル状實乱暴極マル處置ナルヲ以テ立入り調停ヲ試ミシモ却テ予ニ抗スルニヨリ直ニ警部ニ報シテ之ヲ制止ス其原因スル所ヲ聞クニ彼ノ本日現場ニ來リシ際上衣ヲ着セシ主計課員ノ死体アルニヨリ其懷中ヲ搜リシニ一円銀貨一枚ト都合二拾錢銀貨一枚ト都合二枚アリシヲ以テ之ヲ彼水兵二名ニ與ヘブラザーン自分ハ其指環ヲ取りテ己レノ指ニ嵌メタルニヨリ彼水兵ハ尚隱匿ノ疑念ヲ起シ茲ニ此争ヲ呈出シタルモノノ如シ

其后三名ハ直ニ大嶋ニ歸ル

本日検視済死屍五拾九人、内四人広浦埋葬 外五人田原ヘ

廿日 晴天

本日モ海面ニ漂流スル死体取揚ノ為メ各大字ヨリ舟人夫ヲ出ス

午前七時頃外国軍艦壱艘西ヨリ来ル當樺野崎則チ土耳其軍艦遭難場所ニ近ツキ静ニ進航シツゝ
大嶋港ニ向ヒタリト暫クシテ大嶋役場ヨリ土耳其軍艦遭難者救助ノ為メ独乙軍艦入津セリト報シ
来リ瞬間ニ直夫再三ニ及ブ因テ態船ヲ仕立大嶋ニ向ヒタルハ正ニ午前第九時ナリキ

然ルニ大嶋ニ寄港セシ軍艦ハ独乙軍艦ウォルフ號ニシテ嚮キニ神戸ニ護送セシハイダール外一名ノ申立ニヨリ兵庫縣廳ヨリ同國領事へ掛合タルヲ以テ右救助ノ為メ兵庫縣外務課員長野桂太郎氏乗組當役場ヨリ護送セシ橋爪仁蔵モ同艦ニテ歸省セリ

東牟婁郡長赤城維羊殿ニモ昨夜來大嶋ニ出張シ負傷者ノ實況調査ノ為メ同地ニ滯在スルヲ以テ
負傷者引渡方諸事取計中ニアリ囚テ寺院ニ至レバ則チ早ヤ夫々同艦へ積移シ中ニテ艦長軍醫兵庫
縣外務課員ニ接セシニ右塔載ノ上ハ直ニ本艦ヲ樺野崎ニ回漕シ埋葬ノ式ヲ施行スペキニヨリ夫々
準備ノ計畫ヲ為スベシト故ニ直夫ヲ樺野係吏ニ馳セ尚裝置ノ器具等ヲ回送セシメ郡長及木野助役
ト俱ニ同艦ニ搭シテ船首ヲ樺野崎ニ向ケシハ正午十二時ナリシ

進航中艦内發砲ノ準備ヲ整ヘ正ニ燈臺下ニ至リシハ零時三十分然ルニ突然東風浪ノ連テ起リ海岸
浪ヲ蹴テボートヲ漕着スル克ハス追々天候ノ不穏ナルヲ以テ濱笛一聲ヲ報シテ大嶋ニ歸港シ郡長及小生等上陸同艦ハ瞬速神戸ニ向テ進航セリ正時午后一時ナリ

赤城郡長ハ遭難地視察ノ為メ樺野ニ到ル木野助役隨行セリ

午后三時ゼルマン軍艦ノ入津セシ顛末ヲ海軍大臣及ヒ呉鎮守府へ電報シ本縣廳ヘモ特ニ負傷者等搭載ノ始末ヲ郵報ス

独乙軍艦へ負傷者及壯健者合セテ六十五名ヲ引渡シタルモ其證明証ヲ得サル由ニ付直ニ兵庫縣廳外務課員へ依頼シ同國領事館ヨリ書面ノ回送アラン事ヲ托ス

午后六時三十分神田丸大嶋ニ寄港スルヲ以テ必スヤ官吏ノ出張セント察シ同船ニ至ルニ果シテ秋山書記官ノ一行ニテ今回知事代理トシテ實地ニ向ヒタリト而シテ土耳其軍艦遭難ノ事及セルマン軍艦ノ來リテ負傷者ヲ搭載シ歸リタル顛末ヲ尋問ニ應シテ答陳ス同官ノ一行ハ大嶋播本政太郎方ニ宿セリ

秋山書記官 警部補舟橋義一

本縣雇井上齊 永井西牟婁郡書記

醫師山本某

右五名ナリ

深見西牟婁郡書記及醫師山本某ハ負傷者ノ神戸ニ向ヒタルニヨリ同夜神田丸ニテ歸田ス

同夜赤城郡長ハ秋山書記官ノ照會ニヨリ大嶋ヘ歸ル既ニ午後八時ナリ

同夜西牟婁郡長秋山徳隣氏ハ書記一名ヲ隨ヘ大嶋ヘ出張セリ

本日、検屍ノモノ拾八人

五人 下田原村へ

一人 串本へ

五人 浦神へ

廿一日 晴雨定カナラス

午前第七時秋山書記ノ一行及東西牟婁郡長及ビ隨行郡吏員ト俱ニ大嶋ヨリ態船ヲ發シ樺野遭難ノ現場視察ノ為ニ來ル海面浪高クシテ且ツ強雨頻々一同困却漸ク同八時樺野ニ達ス直ニ上陸現場ニ至ラントスルニ同所燈臺下東海ニ我国軍艦ノ進航シ来ルヲ認メ果シテ八重山艦ナラント思想シ予ハ書記官ノ命ヲ奉シテ燈臺ニ到リ信號ヲ以テ艦名并ニ用向ヲ問ントス然ルニ同艦ハ漸笛ヲ發シ運轉ヲ止メテ徐々ニ大嶋港ニ到ラントス故ニ小舟ヲ發シテ官吏實地出張ノ旨ヲ傳ヘシメントスルモ達スルヲ得ス

故ニ予ハ赤城郡長ニ隨ヒ特ニ態舟ヲ發シテ同艦ニ至ル時巳ニ午前第十一時ナリ

然ルニ大嶋村役場木野仲輔及串本村長神田文左エ門ノ二氏ハ既ニ本艦訪問ノ為メ來ルアリ茲ニ於テ郡長ハ土國軍艦遭難ノ概略トゼルマン軍艦負傷者搭載ノ件等陳ブ尋テ小生ハゼルマン軍艦ノ埋葬式準備セシ云々ヲ述ヘシニ同艦ニ於テモ現ニ死屍一人冲合ニ於テ拾ヒ得タレバ之ガ埋葬式ヲ挙行セントスルニヨリ該死屍ハ樺野埋葬地ニ回漕シ追テ士官兵員等実地ニ出張スペキニヨリ夫々準備方ヲ命セラレ直ニ其旨ヲ樺野駐在ノ吏員ニ急報シ赤城郡長ト供ニ士官兵員ノ一行ニ伴隨シテ樺野埋葬地ニ到達セシハ同日午后三時頃ナリ其會葬セシ人員ハ士官官兵員共合計三十餘名時ニ降雨頗ル繁キニヨリ一時燈臺官舎ニ休憩ス葬儀ヲ行フニ先チ本艦ヨリ携帶シ来レル衣食ヲ土國軍艦乗員プラザーン外一名へ与ヘタリ

午后四時半埋葬式ヲ行フ兵員廿五名ハ墓前ニ整列シ指令官長一名之ニ属ス他ハ艦長以下軍醫大監及士官ニシテ則チ發砲ノ禮式ヲ行ヒタルハ同五時ナリ尤モ皇族艦長以下兵員ノ墓前ニ於テ拝禮セシハ艦長及軍醫并ニ士官ヲ初メトシ尋テ秋山書記官赤城東牟婁郡長沖嶋村長ニシテ其式ヲ了シ土國軍艦乗員プラザーン外一名同行樺野ヲ發シタルハ最早午后六時ヲ過ケリ

夫レヨリ人夫ヲ要シ提燈及燐火ヲ点シテ之ヲ送リ又大嶋ヨリハ同様仕度ヲナシテ之ヲ迎ヘタリ茲ニ一時ノ困難ヲ來シタルハ八重山艦長途次疾病ニ罹リ歩行自由ナラズ故ニ醫官并ニ士官属員一名ト小生ハ人足播本清七ト供ニ看護スル中木野助役ハ迎ノ為メ人足ヲ伴ヒ來タリ而シテ樺野ヨリモ警部巡查并ニ医師人夫ヲ出シ大嶋ヘ擔荷シ着シタルハ午后十一時ヲ過キタリ

然ルニ先行セシ一行海軍々醫大監ヲ初メ秋山書記官其他隨行官ハ尚村役場ニ在ツテ同艦長ノ來ルヲ待ツ艦長ハ山本重平宅ニ休憩シ夜十二時頃夫々艦員ト供ニ本艦ニ歸ル

同夜士官兵員ノ歸途大嶋ニ於テハ途次燈ヲ点ジテ并行ヲ便ニシ村ニ入りテハ沿道各軒ニ球燈ヲ吊シ村役場ハ軒燈ニ尚門前燐火ヲ点ジ乗船ヲ便ニスル等百事行届キタル云々ニテ士官兵員ニ於テモ満足セシ旨秋山書記官ヨリ予ニ墮詞セラル

埋葬式ニ會セラレシハ

海軍大佐正六位勲四等八重山艦長 三浦功
海軍軍醫大監正六位勲四等 加々美光賢
其他士官四名 水兵廿五名
秋山和歌山縣書記官
隨行 本縣雇 井上齊 警部補 舟橋義一
東西牟婁郡長 隨行郡吏員
東牟婁郡警察署長 古座分署長
引率各分署巡查
村長以下村吏員
樫野大嶋篤志者

右

同夜其筋ヨリノ電報ニヨレバ土國負傷者ハ八重山艦ニ搭載シ直ニ東京ナル慈惠院ニ入レ療養セシムヘキ旨両皇后陛下ノ思召ヲ以テ被仰出候旨宮内省ヨリ達セラレタリト故ニ本艦ハ明朝神戸ニ向ヒ出帆スペキニ付早天本艦へ出頭スペキ旨ヲ傳ラル

本日検視済死体ハ 拾四人

壱人 三輪崎ヘ
三人 下田原ヘ
壱人 スエヨリ

廿二日 強雨

午前六時秋山書記官ノ一行ト共ニ八重山艦ニ到ル小生ハ前夜人夫賃金等ノ件ニ付主計課ニ用ヲナス午前八時夫々別ヲ告ケテ退艦直ニ本艦ハ神戸ニ向ヒ出帆セリ

秋山書記ノ一行尚大嶋ニ滯在土耳其軍艦遭難實況書ヲ認ム

西牟婁郡警察署長宮崎正知大嶋ニ出張ス尋テ東牟婁警察署長同古座分署長等書記官ノ旅宿ニ來リ夫々用ヲ了シ西牟婁郡警察署長ハ任所ニ新宮古座署長ハ樫野出張ニ歸ル

本日費用概算ヲ調査スル為メ樫野出張ノ菱垣書記ノ歸省ヲ命ス尋テ直夫ヲ馳セ齋藤区長ヨリ精算書ヲ徵ス

同夜大嶋醫師川口三十郎伊達一郎ノニ氏ハ負傷者ノ治療ノ顛末及右ニ関シタル施術料及藥價其他ノ物品ハ渾テ寄付セン事ヲ書記官ヘ上申セリ

本日検死済ナシ

同日太地村海岸ヘ漂着死体 拾四名

廿三日 晴天

午前第九時秋山書記官ノ一行及赤城郡長牧野雇員等夫々歸在ノ為メ串本ニ航。

右出發ニ際シ特ニ書記官ヨリ将来ノ處置振等左ノ通り命令セラル

一 海岸ニ漂着シアル船漣ハ其儘擱ク事

- 一 死屍ハ可成搜索埋没スルヲ要シ現ニ死屍ノ顕レ出ルモノハ其儘存セザル様勉ムベシト雖モ特ニ多額ノ費用ヲ以テ搜索スルニ及バス
- 一 皇族ヲスマンパシャ殿下ノ御遺骸ハ仮令數十里ノ外ニ現出スルモ可成本墓地ニ取寄セ埋葬スベシ

秋山書記官へ本日左ノ篤志者ヲ上申セリ

- 一 大嶋醫師松下秀外ニ名ヨリ治療及ビ薬價之ニ使用セシ物品等渾テ寄付スル事
- 一 神田清右エ門ヨリ烟草二十本入二百七十個贈進ノ事
- 一 大嶋村大字大嶋須江樫野ヨリ住民一戸壱工ノ労役寄付ノ事

午后二時菱垣書記同行樫野事務所ニ戻リ直ニ実地ヲ視察スルニ本日ハ一時ニ死体三十餘艦底沈没ノ場所ヨリ浮上リタリ故ニ死屍ノ埋葬スルモノ甚ダ多シ右村長不在中ハ渾テ山本橋爪二氏専ラ之ニ従事ス

本日、検死セシ死体ハ三拾壱人 内五人広浦

廿四日 降雨烈風

本日ハ海上激浪ヲ起シ到底小舟ヲ出ス克ハス故ニ海岸ニ漂着スル死屍ノ取揚方ニ専ラ従事セシム而シテ本日ヨリハ予テ秋山書記官へ上申セシ寄付人夫各大字ヨリ出夫セシモノヲシテ労役ニ服セシムル事トス故ニ不時節柄ナルヲ以テ晝食料トシテ出夫一名白米四合ヲ各大字区長ニ於テ一時繰替ヘ給与スル事ト定ム

本日検死済 廿五人 内七人広浦埋メ 十人アリキ

廿五日 晴天

海上稍穏静ナルヲ以テ小舟三艘ヲ要シ海面ノ調査ニ従事セシメ而シテ本艦底沈没ノケ所ヲ捜ルモ未タ詳明スルクハズ

各大字ヨリ出夫スル人足ハ夫々組ヲ分テ死屍引曳埋葬地ノ構成等ニ従事セシム

同日午前第八時清水警部同道艦体見分ノ為メ燈臺下ニ出張セントセシニ巡查森本角三郎同岩橋富次郎ノ二氏ハ金銀貨ヲ携ヘ來ルニ會ス其由ヲ聞クニ本艦滓片漂着場字サブ風ト称スル處ヘ到リシニ茲ニ金庫ノ破碎セシモノカ白金巾袋ノ散在スルニヨリ取揚ケタレニ金銀貨ノ混入シアルニヨリ直ニ引揚ケ持歸リタリト因テ清水警部及小生巡查等四名立會ノ上取調タルニ金銀貨及物品等アリ直ニ其旨坂本郡書記へ申合セテ引渡ヲ受ケ保管セリ其種類即チ左ノ如シ

記

- | | |
|-------------|--------|
| 一 金貨 大 | 百八拾八個 |
| 一 同 中 | 貳拾八個 |
| 一 同 小 | 貳拾四個 |
| 一 蒔形穴明キ金貨 大 | 八個 |
| 一 同 小 | 三拾六個 |
| 一 銀貨 一円形 | 貳百三拾四枚 |

一 同 五拾錢形 四枚
一 同 弐拾錢形 四拾五枚
一 同 拾錢形 拾八枚
一 同 五錢形 拾九枚
一 内国白銅貨 五錢 拾二枚
一 同 弐錢銅貨 三枚
一 外國銅貨壱錢形 拾五枚
一 同 大形 五個
一 同 小形 四拾壹枚
一 黒革狼口 壱個

但シ大ノ金貨壱個金ノ紫石入指環壱個銀象形壱個入ル

一 唐糸編袋 壱個
但シ壱個鍵式個添フ

右ハ巡査森本角三郎外一名拾揚ケノ分
一 銀貨 壱円形 四個
一 同 五十錢形 壱個
一 同 廿錢形 壱個

右ハ巡査芦原亀三郎外壱名役場員山本重一郎同立會ノ上海岸ニ於テ拾ヒ得タル分

以上夫々保管方東牟婁郡警察署長ヨリ引渡ニ付キ樺野燈臺原野ニ於テ之ヲ受ク
本日夜係官一同相會シ互ニ勞ヲ慰ス

午后十時大島役場ヨリ直夫来ル刺病三名発病セリト聞キ直チニ直夫ト供ニ大島ニ帰省セシハ十一時ヲ過ク

本日検死済死体 三拾人

廿六日 晴天海上静

午前第六時大島出夫ノ内小舟壱艘ヲ仕立テ字金山海岸ニ漂着スル死体ヲ樺野埋葬地ニ回漕セシム

同時大島小山泰助來リ長崎縣水潛師ノ希望ニヨリ土國軍艦沈没ノ實況視察ノ義ヲ申出タルニヨリ直チニ同舟ニ乗込樺野ニ來リタルハ午前第九時ナリ

夫ヨリ上陸現場ヲ視ルニ充分水潛シ得ルヲ以テ則チ清水小林ノ両署長ヘ臨檢ヲ請ントセシニ既ニ大島ニ引取タルヲ以テ巡査木村實ヲ臨檢セシメ水夫ヲ増シテ現場ニ至リ海底ヲ調査セシメシニ舟体ヲ存スルナク唯各所ニ大砲及銃砲弾丸等各所ニ放乱死屍ハ僅ニ六名アリ然レモ皆舟津等ノ壓セラレタルハ到底取揚ルヲ得スト而シテ右搜索ノ際揚陸セシ物品ハ左ノ如シ

一 葵紋付銀サヤ日本刀 壱振
一 サヤナン 同 壱振

一 士官用サーベル	八個
一 兵士用サーベル	弐個
一 ピストル	弐個
一 銀燭臺	壹個
一 銃炮	弐挺
一 双眼鏡	弐個
一 据付眼鏡	壹個
一 花瓶	壹個
一 金モール鍔	弐個
一 寒暖計	壹個
一 メートル計	壹個

右巡查木村實同小山某ト役場員立會ノ上調査シ之ヲ村役場ニ保管ス其水潛師ハ左ノ如シ

長崎縣長崎市桶屋町三十六番地 水潛師 平井好太郎

右舟乗組水夫三輪崎村 岩崎栄七外三名

引受宿 大嶋村 小山泰助

右終業ノ上坂本郡書記ト申合式十七日午前中更ニ他ノニ三ヶ所ヲ搜索セシムル事トス

本日午前十時東牟婁郡警察署長及古座分署長巡查森本角三郎等夫々帰任左ノ巡查ヲシテ當分当地取締ヲナス

木村實

小山啓次郎

岩崎富二郎

午後第五時坂本郡書記ハ大島迄引取レリ

同時木野助役ヨリ金銀貨領受証受理之ヲ警部ニ差出サスル旨写ヲ以テ照會越タルヲ以テ發照ノ処残包金貨一個相違ノ廉アルニヨリ直チニ役場及古座分署在清水警部森本巡查ヘ直夫ヲ馳セテ照會セシニ同夜午前一時森本巡查來リ取調タル同人手帳ニモ明瞭ナルニヨリ因テ小生申出ノ如ク訂正ヲ本縣警部長ヘ申告セリ

同夜大字樺野人民一同ニ會土國軍艦ニ係ル物品保安ノ件及ヒ将来競テ義心ヲ起シ供ニ戒慎取締方注意セシム

本日検屍済 十二人 新墓地 内壱人 大シマ金山ヨリ回送ス

廿七日 晴天海上静

午前第五時水潛器械舟当地へ着ス因テ橋爪仁蔵及小山巡查岩谷源兵衛人夫三名ヲ乗組セ現場ヲ搜索セシム

森本巡查ハ新宮ニ歸ル

本日樺野醫師小林建齋ヨリ治療併薬價ハ渾テ寄付セン事ヲ要シ知事宛書面ヲ呈ス

新設埋葬地ハ大字人民ヨリ頭立ノ意見ニ任放シ可成寄付ヲ望ムニアリ
フサーン外壱名ニ係ル十八日以降廿日迄宿泊料ハ齋藤半之右エ門ヨリ無料寄付申出タリ
寺院学校ヲ使用セシ借家料ハ皆以テ関係者ノ寄フト定ム
本日ヲ以テ死体埋葬等西向住民ノ受負ヲ止ム因テ受負中埋歿ノ数ヲ照査スルニ
十九日 四十八人 廿日 廿五人 廿一日 十四人 廿三日 三十三人
廿四日 三十一人 廿五日 三十人 廿六日 十二人 廿七日 壱人
斗 百九十式人 但シスエ壱人共

右勘定支払ハ齋藤区長ヘ托ス

午前十一時水潜師業ヲ止ム本日ハ激浪為充分海底ヲ搜リ得難クニ付同時業ヲ止ムルニアリ其序ニ揚ケタル物品ハ左ノ如シ

一 銅ホート 三本 一 エンフ網

右

前日来揚陸セシ物品ハ夫々目録ヲ付シテ水潜師舟ヘ送達ス

午后一時一旦事務所ヲ引払ヒ沖村長以下橋爪山本等大島ニ帰任ス菱垣書記ハ残務取締シテタ景迄残ル

明日ヨリハ樫野人夫十名ヲ要シ海岸漂着ノ金属物品ヲ揚陸セシメ併テ埋葬地構成ノ事ニ従事セシムル事等区長ヘ嘱托セリ

午後第三時雇員橋爪山本両氏ト供ニ大島ニ帰ル

菱垣書記ハ本日出夫ノ人夫ヲ引払ヒタル上帰任ノ事ヲ命ス残務ニ従事セシム

坂本郡書記ハ帰在ノ為メ串本ニ航シタリ

廿八日 晴天

本日ハ村祭ニ付一日休業ス

廿九日 晴天

菱垣書記樫野区ヘ出張ノ義申出タルニヨリ諸事取締向ヲ示シタリ

郡長ニ対シ舟津ノ内ニ壓死スル死体四個ヲ発見セシニ付取出シノ件処分稟請ス

主任書記菱垣ハ出張ニ會シ刺病ヲ発シ為メニ出張スル克ハス因テ其旨区長ヲ通ジ暫ク代務ヲ命ス

三十日 晴天

本日大島寄付人夫出夫々山本多吉郎取締ノ為メ出張セシム

齋藤区長ヘ諸事不取締ナキ様内示シ併セテ川島巡査ノ帰省ヲ促ス

本日検視セン死体 四人

内三人ハ須江ニ埋葬ス

内壱人ハカシノ本埋葬地ヘ

須江浦人夫ハ死体取片付ノ為メ使用シ墓地構築所ヘハ出張セス

本日日本水難救済会事務員及縣属等來リ救難所本地へ設置ノ事ヲ協議セリ実地点検ノ上串本ニ
航ス

十月一日 晴天

本日ハ出夫ヲ見合セリ天候晴雨定マラサレハナリ

午前第九時古座分署長來リ水潛器使用ノ件ヲ協議ス直チニ坂本郡書記へ宛其旨ヲ通ジ更生ノヲ
請求ス

死 体 埋 葬 調

月 日	櫻 野 埋 没	月 日	他 所 埋 没
十七日	四人	十七日	
十八日	四人	十八日	
十九日	五十九人 内四人ヒロ浦	十九日	五人 但下田原
廿日	拾八人	廿日	十一人 五人田原 一人串本 五人田原
廿一日	十四人	廿一日	四人 壱人三輪崎 三人田原
廿二日	0	廿二日	十四人 但シ太地
廿三日	三拾弐人 内壹人ヒロ浦		
廿四日	廿五人	廿四日	壹人 須江
廿五日	三十人		
廿六日	十二人		
廿七日	壹人		
斗	百九十九人		
	五人名人夫扱 百九十壹名		
	又壹名 合計百九十二名		
三十日	壹人 旧墓地ニ埋	三十日	二人 須江 三人 通夜島ニ
十月六日	壹人 アノキ谷新墓地ヘ		
十月七日	拾人 舟浮中ヨリ引出シ新墓地ヘ		
十月八日			

領 収 書

記

- | | |
|-------------|----|
| 一 葵紋付銀サヤ日本刀 | 壹振 |
| 一 サヤナシ 同 | 壹振 |
| 一 士官用サーベル | 八個 |
| 一 兵士用サーベル | 弐個 |
| 一 ピストル | 弐個 |
| 一 銀燭臺 | 壹個 |

一 銃砲	式挺
一 双眼鏡	式個
一 据付眼鏡	壹個
一 花瓶	壹個
一 金モール鎔	式個
一 寒暖計	壹個
一 メートル計	壹個
一 エンホ綱	壹括

右ハ土國軍艦ニ属スル

明治二十三年九月廿六日

東牟婁郡大島村長 沖 周

古座分署長 小林征一殿

記

一 鉄ホート針 三拾九括

一 銅ホート外ニ延板ノ ? 二括

右ハ土國軍艦ニ属スル漂着品正ニ保管候也

明治二十三年九月廿七日

村長名

古座分署長 小林征一殿

土艦遭難ニ係ル日記 檜野区長報告

九月廿八日) 両日ハ三字トモ出夫ナシ隨テ事ノ記スペキナシ
同廿九日)

同三十日午前第八時大字須江ヨリ人夫十六人着同時ニ須江区事務取扱所ヨリ其属嶋ナル通夜嶋ニ死体二人漂着シアル旨届ケ来ル依テ只今着到ノ人夫ハ右死体取片付トシテ直ニ帰字セシメ小生ハ検視トシテ巡查小山啓二郎氏同行該地へ出張夫々手順ヲ了シテ帰省夫ヨリ現場人夫見廻リトシテ直ニ新埋葬地へ到リシニ当地小字足ノ浦海岸ニ頸骨ヨリ上ミ断チ切レテ無キ死体一人漂着シアル旨告ケ来ルニ因テ一人ノ賃金廿五銭ノ定メヲ以テ四名ノ人夫ヲ雇ヒ入レ検視巡查川嶋犬楠氏同行該海岸へ出張方ノ如ク死体ハ酒樽ニ斂メ字上ノ鼻墓地即チ嚮キニ埋葬セシ水兵四名ノ墓側ニ葬ル

須江ヨリ寄付セル出夫ハ本日ヲ以テ満員ヲ告グ

午后四時小山巡查ハ須江出張先キヨリ帰ル

十月一日 記事ナシ

十月二日 后五時遭難現場ニ於テ村田銃及袋包一個ヲ拾得巡查岩橋富二郎氏立會点検セシニ在

中ノ物品左ノ如シ

記

一 シャツ	九ツ	一 チョッキ	一ツ
一 ブポン	三ツ	一 上衣	二ツ
一 小蒲団様寝具	一ツ	一 珠数	二ツ
一 靴下	二足	一 匙	一ツ
一 金刺	三ツ	一 鏡	一面

外ニ村田銃及銃弾等ナリシ

十月六日當地小字アノ木ノ濱海岸ニ死体一人漂着セシヲ以テ巡査ノ検視ヲ受ケ埋葬人夫ノ賃金ハ前日同様ノ定額ヲ以テ四名ノ人夫雇入レ夫々手順ヲ了シテ新墓地ニ葬ル

右自九月廿八日至十月六日 記事前出ノ如シ

村長 沖 周 殿

以上のように『沖日記』を通して理解できることは、明治政府が整備してきた階層的な地方行政機構が末端の村においてもきちんと理解・掌握されていることである。行政的に大島村は、大島地区・樺野地区・須江地区の3つの地区から構成されている。大島村の中心は大島地区であり、村役場が存在していた。樺野地区には区長として齋藤半右衛門、須江地区には区長として滝本彦右衛門が任命されており、今回の事件現場である樺野崎の位置する齋藤区長が沖村長と連携しながら行動している。また大島村の上位には東牟婁郡が存在し、『沖日記』を見るに、東牟婁郡長である赤城維羊、および関連して西牟婁郡長である秋山得隣とが出張してきている。また行政のみならず、警察機構として、大島村の巡査、東牟婁郡警察署長の清水廣次、東牟婁郡警察署古座分署長の小林征一が出張してきている。そのうえで沖村長は早々に県庁の指示を仰ぐべく連絡を取っている。こうした地方行政機構の是非は別として、19世紀末の段階で災害救助に際して地方行政機構が機能していたことは特記されることである。

従前、「エルトゥールル号事件」に際しては、地元民の美談ばかりが語られてきた。『沖日記』に示されるように地元民の活躍はもちろんのことであるが、上述のように美談の背景には明治期日本において整備されてきた地方行政機構の存在をもきちんと意識されるべきであろう。

III. 事故現場での初期対応の推移

上述のように『沖日記』には新聞などメディア史料などでは窺い知れない初期対応の詳細が記されている。沖村長はエルトゥールル号の座礁沈没の翌日午前 10:30 に第一報を樺野地区長の齋藤

半之右門から知らされる。日記は以後の記録となる。これに遡る事件発生直後の16日夜半から17日朝までの状況は、内藤のみが存在を明らかとしている前述の『樫野崎灯台日誌』に記されている。

新聞史料の整理から得られた「エルトゥールル号事件」に対する初期対応の時系列推移に、『沖日記』に含まれる情報を加味すると次のようにまとめられる。

- 9月16日 21:30頃 エルトゥールル号、座礁・沈没⁽¹²⁾
- 22:15 樫野崎灯台に生存者（10名）の到来
→灯台技手の瀧澤区淨・乃美権之尉による救護
(灯台技手による身振りによる事情聴取)
→樫野区長の齋藤半之右門へ連絡
- 17日 05:50 →灯台にさらに生存者53名（うち重傷6名）の到来
- ~07:30
- 09:40 →歩行可能な生存者25名を樫野地区の大龍寺へ移転
→樫野村の医師の小林建齋の治療
- 10:30 大島村長の沖周のもとへ齋藤区長より連絡⁽¹³⁾
→和歌山県庁への連絡のために田辺の電信施設に使者を送る
→医師の松下秀・伊達一郎に現場急行の依頼
→医師の川口三十郎に現場急行の依頼
→書記の菱垣芳松、巡査の川嶋犬楠とともに現場へ
- 11:30 沖村長らが樫野地区に到着
- 12:00 →医師の川口三十郎の到着
- 12:20 →医師の松下秀・伊達一郎・小林建齋の治療開始
- 13:00 →沖村長ら灯台着
→菱垣書記、雇員の山本重一郎、川嶋巡査らが事故現場保全に当たる
→大島港停泊中の防長丸の神戸派遣を決定
(防長丸の船長・機関手による英語での事情聴取)
- 16:00 沖村長・齋藤区長、樫野地区へ戻る
- 17:00 →和歌山県庁・海軍省・呉鎮守府に電報第2信の発信へ
- 17:00 神戸に派遣する橋本仁蔵、樫野を出発（？）⁽¹⁴⁾
- 17:00 過 古座分署長の小林征一、巡査を伴い現場に出張
- ~17:50 灯台から残る生存者38人を樫野地区へ移送
(医師の川口三十郎・松下秀の付き添い)
- 22:00 小林分署長が防長丸に随行させる巡査を呼ぶ
- 23:00 沖村長、県庁に書面郵送のため使者を西牟婁郡串本郵便局に送る

18 日	沖村長、事件対応のため樫野に事務所の開設
05 : 00	防長丸、生存者 2 名と共に神戸に向けて出航 (?)
10 : 00	生存者 45 名を舟にて樫野地区の大龍寺から大島地区の蓮生寺へ移転 →負傷者の区分（番号制）、看護者は数 10 名、士官・壯健者には小使を配する →食料手配などの差配方として岩谷喜三平・芝三次郎（全体の統括は助役の木野仲輔）
10 : 00	東牟婁郡警察署長の清水廣次・巡査の森本角三郎・蘆原亀二郎の到着
10 : 00	東牟婁郡長代理として同郡書記の坂本隆の到着
日中	死者多数につき、新埋葬地の設定
19 日　日中	村民を動員して、海上・海岸における探索作業の展開 →探索の中心はオスマン・パシャ（皇族と誤認識のため） ⁽¹⁵⁾ →死体の運搬に西向村の新平民を動員（死体 1 体につき 40 錢の手当）
14 : 00	田原村役場より、死体 5 人漂着の報
15 : 00	樫野崎灯台にて、探索協力の生存者 4 名の間で遺品略取をめぐる争い
夜	東牟婁郡長の赤城維羊が大島に出張
20 日	村民を動員して、海上・海岸における探索作業の展開
07 : 00	ドイツ軍艦ウォルフ号、樫野崎に接近の後に大島港へ向う
09 : 00	→樫野事務所に大島役場よりドイツ軍艦到来の報 →沖村長ら大島港へ向う
	→大島にいた赤城郡長が最初に対応
	→生存者 65 名・収集した遺品の神戸移送、樫野崎での埋葬式挙行の決定
12 : 00	ウォルフ号、大島港発（赤城郡長、木野助役、沖村長が同乗）
12 : 30	→風浪のために樫野崎への接岸不可能、大島港へ戻る
13 : 00	→大島港着、赤城郡長・沖村長らを降ろして即座に神戸に向け出航 →赤城村長・木野助役が視察のために樫野へ
15 : 00	沖村長、ウォルフ号到来の事実を、海軍省・呉鎮守府へ電報、和歌山県庁に郵報
18 : 30	大島港に神田丸入港 →和歌山県書記官の秋山恕郷、警部補の舟橋義一、書記官など到着
20 : 00	樫野へ出向いた赤城が大島に戻る
夜	西牟婁郡長の秋山徳隣、書記が大島へ出張
21 日　07 : 00	大島から秋山書記官、赤城郡長・秋山郡長が現場視察のため舟にて出発
08 : 00	→樫野着

→海軍軍艦の八重山の接近、大島港へ向う
09:30 秋山書記官、樺野崎灯台に着
10:00 八重山、大島港着
→大島村助役の木野、串本村長の神田文左エ門の応対
11:00 →赤城郡長、沖村長は舟にて大島港着
15:00 →埋葬式挙行のため、赤城郡長、沖村長、八重山一行が樺野埋葬地に着
16:30 →埋葬式開始
18:00 →埋葬式終了、大島に向けて出発
23:00 →大島着（艦長の疾病のため遅れる）
24:00 →艦長以下、八重山へ帰還
22日 06:00 秋山書記官、沖村長、八重山へ（→埋葬式費用請求）
08:00 八重山、神戸に向けて出航（生存者2名同乗）
日中 沖村長、費用概算の計算
→樺野出張中の菱垣書記を戻し、齋藤区長に清算書を請求
→医師が費用を請求しない旨を伝える
23日 09:00 秋山書記官・赤城郡長が帰還のため大島から串本へ
→秋山書記官より以後の方針を受ける
14:00 沖村長、菱垣書記が樺野事務所に戻る
24日 天候不順にて探索を見合わせる
25日 08:00 沖村長、清水分署長、艦検分のために灯台へ向おうとする
→森本巡查、岩橋巡查が漂着した金錢を提出、沖村長が保管
夜 関係者一同にて慰労会（？）
26日 長崎県から潜水夫の平井好太郎が到来
→海底の遺物探索
27日 潜水夫による海底探索
埋葬者数の確認
28日 村祭のため一切の作業を休む
29日 船内に4遺体の発見
30日 4遺体の検死
日本水難救済会事務員、県庁役人の到来
10月 1日 雨のため作業を見合わせる
2日 遺品として銃及び袋の漂着
3日
4日

5 日

6 日 榎野地区に死体 1 体の漂着、検死の上、埋葬

上記のように、10 月に入ると活動は停滞しがちになり収束へと向かう。『沖日記』に付せられた榎野区の齋藤区長の報告によれば、少なくとも 10 月 6 日までは遺体・遺物の発見が行われていた。以後の活動に関しては不明である。しかし、上記のように事件の初期対応は 20 日のウォルフ号到来、ないしは 21 日の八重山到来でもって一段落がついたというのが実態であろう。

沖村長にとって事件の第一報をうけた 17 日の段階で、救援・生存者探索作業と平行して、座礁・沈没に至る過程、死者・生存者の数など事件の全容を把握・記録しようとしていることが興味深い。こうした態度は県庁ならびに中央政府関係各位に事実連絡を行うための準備であろうか。しかし注意しなくてはならないのは、この 17 日の記録は当初の大雑把な概略・概算に過ぎないという事実である。後世、大きな混乱を招いているが、生存者 67 名という数のみが現在まで確定できる数字であって、正確な死者数を特定することは出来ていない。なぜなら事件以前の横浜係留中に当時日本に流行していたコレラ禍によって乗員に死者が出ており、横浜出航時に正確に何名が乗船していたのかが確定できないため、『沖日記』にあるような単純な引き算で沈没による死者数を導き出すことはできないのである。

また『沖日記』は、上記の時系列推移のなかに示したように、遺品回収をめぐる生存者間のトラブル、生存者に協力を仰ぐ遺体確認の方法、新平民を用いての遺体運搬、埋葬式の際の裏話など興味深い話が満載される。こうした諸情報は正史には記されにくいものであり、この点でも明治時代の災害対処の実態を極めて具体的に窺い知ることのできる貴重な「災害教訓史料」であることを示すものである。

おわりに

本稿のように、『沖日記』は事件現場における行政の最高責任者たる村長としての職責から、極めて微細に事件にかかわる諸記録が収められていることが分かる。一番に特筆されるべきは、海難事故に対する初期対応策が地方の末端にまで浸透していることである⁽¹⁶⁾。『沖日記』に示されているように、第一に独自に生存者を救護し、死体・遺物を回収して埋蔵・管理を行っている。災害対応として当たり前に求められることがきちんと展開されている。そして第二に、繰り返しになるが、日記のあちこちで散見されるように、沖村長が、県庁・中央政府への連絡を常に意識していること、また事件現場に近隣の村、郡、県の人間が地方行政の職責に応じて大島に現れていることが示すように、明治政府の敷いた地方行政における連絡体制が充分に浸透していたことが分かる。沖村長は、緊急的に独自の初期対応策を展開させつつも、上位の地方行政責任者との連絡・指示を意識してい

たのである。

昨今、災害対応において上下間の連絡体制は、緊急時の対応に即応性が効かないとの問題点を有することが指摘される。しかしながら、「エルトゥールル号事件」のような外国船難破事件において、事件を傍観することなく、村長以下が救助救援に粉骨碎身努力を惜しまなかつた背景には、明治以前からの日本社会において上位の行政責任者により海難事故に際して救護すべしとの通達が浸透していたことを無視し得ない。その意味において連絡体制の存在は、海難事故対応に際して有効に機能していた面をもつ。しかし、この事実だけで連絡体制の是非を問うことはできないので、次稿において県庁・中央政府の初期対応を解明することによって、災害事故への初期対応における連絡体制の問題をさらに検討することとしたい。

『沖日記』の重要性は、内容もさることながらその記録としての存在そのものである。史料論一般として、日本における記述史料の豊富さはよく指摘されることであるが、未曾有の外国船海難事故という特殊状況下にあってなお沖村長が職責からとはいえるような記録を残したこと自体が驚異的である。『沖日記』は日本の災害史研究のうえから第一級の貴重な史料であり、さらには今日的な防災対策を再考するうえからも数多くの教訓を含蓄する、いわば「災害教訓史料」としての性格を有するものである。

前稿において、オスマン朝の新聞史料を用いての比較作業を予告していたが、内閣府中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査委員会」における活動により予定を変更して先に日本の文書史料の探索・整理を行うこととした。「災害教訓史料」の継承のためにも、国内に散逸・埋没している、『沖日記』のような重要な文書史料を引き続き探索・発掘して「エルトゥールル号事件」の実態をきちんと解明していくことを今後とも課題としたい。

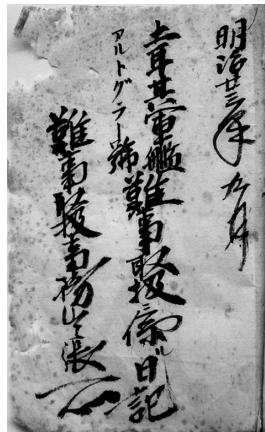
※末筆ながら、平成13年以来の毎夏季休暇を利用してのトルコ共和国における調査・研究許可に對して便宜を図って戴いております、駐日トルコ大使館 (Japonya'daki Türkiye Cumhuriyeti Büyükelçiliği)、トルコ共和国における研究機関でありますアタチュルク図書館 (Atatürk Kitaplığı)、総理府古文書総局オスマン文書館 (Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü Osmalı Arşivi)、国民図書館 (Milli Kütüphane) の皆様、平成15年10月開催の「日本-トルコ友好史展」に際して、開催主体である(株)和光の服部禮次郎氏、史料の提供に御協力戴いた和歌山県串本町役場、同トルコ記念館(大石清館長)の皆様、史料の貸借交渉・撮影に尽力された(株)キュレイターズの榛澤広己氏、本研究全般を支援して戴いております内閣府中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査委員会」関係各位に感謝の意を表したく存じます。

※本研究は、東洋大学学術研究推進センター・研究所内プロジェクト研究研究助成金に基づく、研究課題「東アジア・東南アジアにおける異文化接触と文化変容」【拠点：東洋大学アジア文化研究所、研究代表：後藤明、平成15-17年度実施予定】の研究成果の一部である。

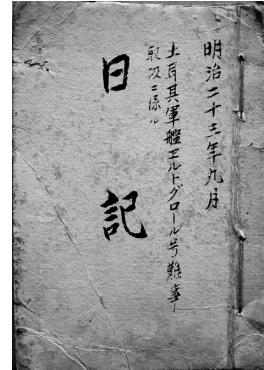
【註】

- (1) 「エルトゥールル号事件」については様々な著作が存在するが、派遣から事件発生に至るまでの過程詳細については、小松香織「アブデュル・ハミト二世と 19 世紀末のオスマン帝国：『エルトゥールル号事件』を中心に」『史学雑誌』98-9, 1989 年, 40-82 頁。事件発生後の諸状況については、とりあえず森修(編著)『トルコ軍艦エルトゥールル号の遭難』東京：日本トルコ協会, 1990 年, 波多野勝「エルトゥールル号事件をめぐる日土関係」『近代日本とトルコ世界』(池井優・坂本勉編) 須草書房, 1999 年, 3-41 頁。
- (2) 抽稿「1890 年におけるオスマン朝への日本軍艦比叡・金剛の派遣：エルトゥールル号遭難に対する日本社会の反応」『東洋大学社会学部紀要』39-2, 2001 [2002] 年, 55-78 頁, 同「1890 年におけるオスマン朝に対する日本の義捐金募集活動：『エルトゥールル号事件』の義捐金と日本社会」『東洋大学社会学部紀要』40-1, 2002 年, 77-105 頁, do, "Relations between Japan and the Ottoman Empire in the 19th Century : Japanese Public Opinion about the Disaster of the Ottoman Battleship *Ertuğrul* (1890)", 『日本中東学会年報』18-2, 2003 年, pp. 9-19 (以後, 2003 年-a), 同「明治時代にオスマン帝国へと渡った日本人：野田正太郎と山田寅次郎」『日本-トルコ友好史展：アジアの西と東を結ぶ 19 世紀のロマン』東京：キュレイターズ, 2003 年, 38-47 頁 (以後, 2003 年-b), 同「1890~92 年におけるオスマン朝に対する日本の義捐金処理活動：日本社会にとっての『エルトゥールル号事件』の終結」『東洋大学社会学部紀要』41-1, 2003 年, 57-91 頁 (以後, 2003 年-c), 同「1890~1893 年における『時事新報』に掲載されたオスマン朝関連記事：日本初のイスラーム世界への派遣・駐在新聞記者たる野田正太郎の業績」『東洋大学社会学部紀要』41-2, 2004 年, 109-146 頁 (以後, 2004 年-a), 同「明治時代の日本における外国船海難事故処理：『エルトゥールル号事件』の場合」『消防防災』8, 2004 年, 28-32 頁 (以後, 2004 年-b)。
- (3) 例えば、1872 (明治 5) 年のペルー船である「マリア・ルス号事件」, 1873 (明治 6) 年に宮古島沖合で海難事故にあったドイツ船ロベルトソン号, 1886 (明治 19) 年に紀州沖合で沈没したイギリス船である「ノルマントン号事件」, 1889 (明治 22) 年に青森県沖合で海難事故にあったアメリカ船チエスピーロー号など、明治時代の外国船海難事故の事例には枚挙に暇がないほどである。
- (4) 例えば、「マリア・ルス号事件」では海難事故そのものは大過なかったものの、修理のため横浜港停泊中に同号の中国人苦力脱走により、和親条約未済国ペルー船籍の同号の苦力総員を解放するためにペルーと日本との間でロシアを仲裁国とする国際仲裁裁判へと至る大事件に発展した(海妻玄彦「江藤新平とマリア・ルーズ号事件」『諸学紀要』14, 1966 年, 129-138 頁, 森田三男「マリア・ルズ号事件と日露関係」『創価法学』21-2・3, 1992 年, 316-350 頁, N. S キニャピア・森田三男「マリア・ルズ号と露日交流の見直し」『創価法学』21-4, 1992 年, 65-94 頁). また「ノルマントン号事件」では、不平等条約改正問題が俎上にのぼるさなか、海難事故で日本人乗客を見殺しにしたイギリス船船長の処遇をめぐって日本政府・社会が大いに紛糾した(北原糸子「ノルマントン号事件と義捐金問題」『メディア史研究』7, 1998 年, 1-39 頁). 海難事故と国際交流の問題については、鈴木孝「海難が縁となった国際交流」『海難と審判』144, 2004 年, 1-7 頁。
- (5) 抽稿, 2001 [2002] 年, 60-67 頁。
- (6) 明治以前の日本の海難救助制度については、金指正三『日本海難救助法制史』東京：金指正三(私家版), 1955 年, 同『近世海難救助制度の研究』吉川弘文館, 1968 年。
- (7) 『沖日記』原本は本文中に示したようにトルコ記念館において保管・陳列されている。現在まで 3 つの校訂版が存在する。①浜畠栄造(編)『熊野の史料と異聞』和歌山：浜畠栄造(私家版), 1974 年, 171-186 頁, ②森修(編著)『トルコ軍艦エルトゥールル号の遭難』東京：日本トルコ協会, 1990 年, 118-135 頁, ③串本町史編さん委員会(編)『串本町史史料編』和歌山：串本町史編さん委員会, 1988 年, 997-1014 頁。①は郷土史家たる編者が「将来重要な文献になることを信じ」再録したもの。判読不明箇所を何箇所か残す。②は編者自身の記述に依れば①の転記であるとのことであるが、両者を比較すると異同が激しく単なる転記ではない。残念ながら校訂に際して単純な誤りが散見され、また出版に際して乱丁が発生しており利用に耐えない。③は地元のものであり、①・②とも若干異なる校訂がなされるが、判読不明箇所・校訂の単純ミスも若干存在する。筆者は、2004 年 9 月に内閣府中央防災会議の仕事の一環として、串本町役場経済観光課・トルコ記念館の御好意を受けて、同日記の全頁をデジタル撮影することが出来た。これに基づき、本稿では先行する 3 つの校訂を参考にしながら新たに校訂を行うものである。また巻末に全頁を図版として付すものである。
- (8) 『東牟婁郡史』(上・下) 和歌山：和歌山県東牟婁郡役所, 1917 年(再版, 大阪：清水堂出版, 1989 年), 1175-90 頁。
- (9) 「エルトゥールル号事件」に関する研究文献については、抽稿, 2001 [2002] 年, 74 頁, 同, 2002, 94 頁。
- (10) 内藤智秀『日土交渉史』東京：泉書院, 1931 年, 150-181 頁。

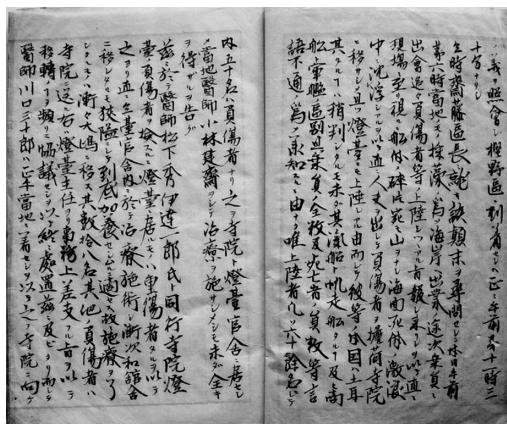
- (11) 同上, 154-158頁。明治23年9月16日～21日付け。外交史料館には「エルトゥールル号事件」関連の公文書類としては「土耳其特派使節「オスマン・パシャ」来航の件」(第6門4類3号17) (再録:外務省編『日本外交文書』23卷, 日本国際連合協会, 1952年, 131-135頁) が存在する。しかし同文書は事件前の接遇にかかる諸記録であり、内藤が引用する『樺野崎灯台日誌』およびその写しの類は含まれていない。
- (12) 『樺野崎灯台日誌』の記述による(内藤, 前掲書, 154頁)。『沖日記』においては17日の記述に、聞き取り調査から座礁・沈没の時刻を「午後4時」と記しているが、内藤が指摘するように、ヒジュラ暦を採用するオスマン朝では計時法がグレゴリウス暦とは異なり、「日没4時間後」を意味する。沈没・座礁の時刻は「16日21:30～22:00」とするのが正しい。灯台日誌にある、最初の生存者到達が22:15というのもこのことを裏付ける。内藤の指摘は従前あまり活かされておらず、沈没・座礁の推定時刻をめぐっては、日本・トルコの諸研究でも混乱が生じている。一例として, F. ŞAYAN ULUSAN SAHİN, *Türk-Japon İlişkileri (1876-1908)*, Ankara, 2001, p. 75.
- (13) この項以降より、『沖日記』記載情報による。ここまで情報は、前述のように『樺野崎灯台日誌』記載情報による。
- (14) 筆者は、防長丸出発の時刻を17日17:00と比定していた(拙稿, 2001 [2002]年)が、今回、『沖日記』全文の検討が可能となり、この時刻はここに記されるように同乗する橋本仁蔵が大島港へ向けて樺野を発った時刻の公算が高い。日記には防長丸の正確な出発時刻が記されないが、17日夜半の記録から見て、複数の新聞に記されるように、18日05:00とするのが蓋然性が高い。
- (15) 「エルトゥールル号事件」に際しては、様々な情報の混乱が見られ、オスマン朝使節団長であるオスマン・パシャ(Osman Paşa)をオスマン家に属する皇族と誤認していることもその一例である。オスマン朝に関する情報に乏しい当時の日本社会が、偶々オスマン朝開祖オスマンと同名であるがために勝手に誤認した単純な誤りである。しかし皇族行方不明という誤認が、事故現場における初期対応に際して大規模な救援・探索作業の展開に大きく影響した事実は否めない。
- (16) 沖村長については個人情報が乏しいが、「エルトゥールル号事件」に遡る外国船難破事件として日本中を騒然とさせた「ノルマントン号事件」に際して、「三輪崎村外四ヶ村戸長」として和歌山県庁と頻繁に連絡を取っていた(『東牟婁郡史』1117-1140頁)。この経験が、「エルトゥールル号事件」に際して、『沖日記』のような詳細な記録を取らせる背景になっていったのかもしれない。



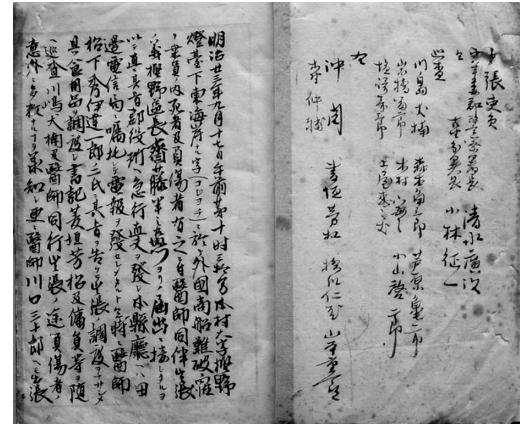
『沖日記』表紙



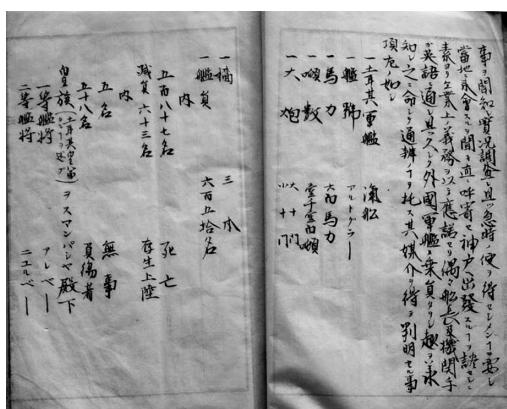
『沖日記』外表紙



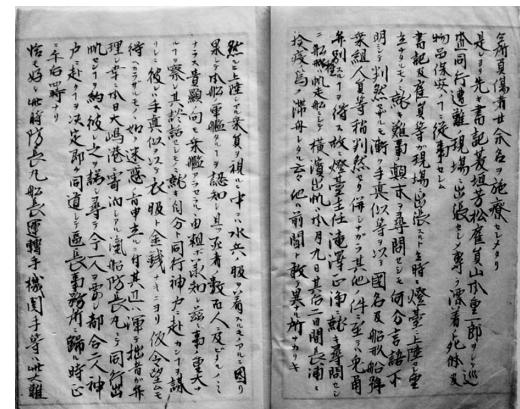
3 頁-4 頁



1 頁-2 頁

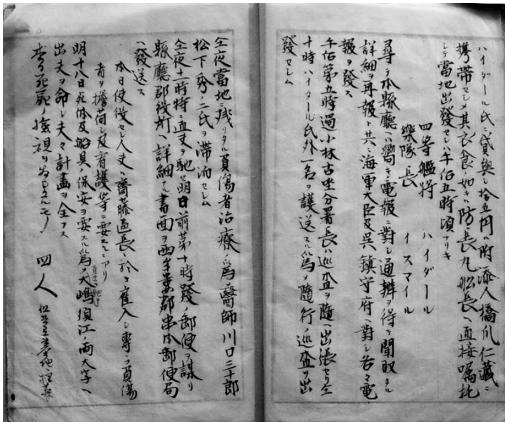


7 頁-8 頁

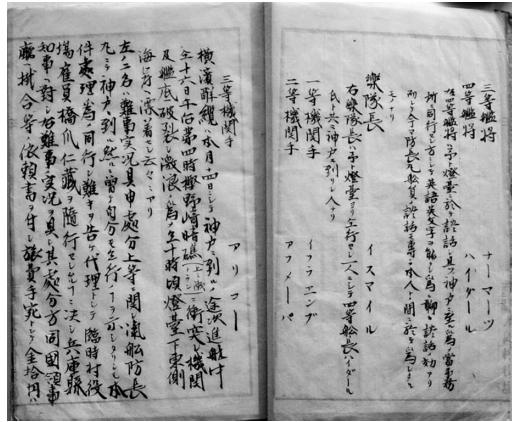


5 頁-6 頁

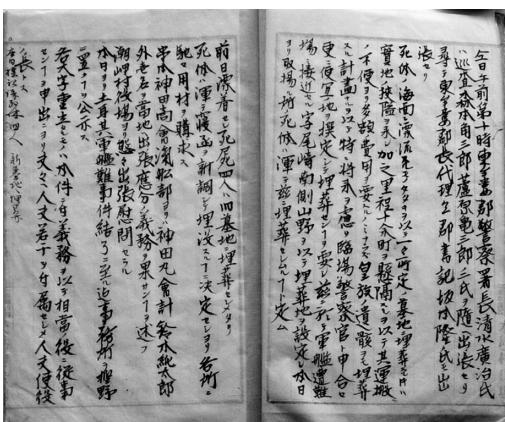
図 1 『沖日記』(表紙～8 頁)



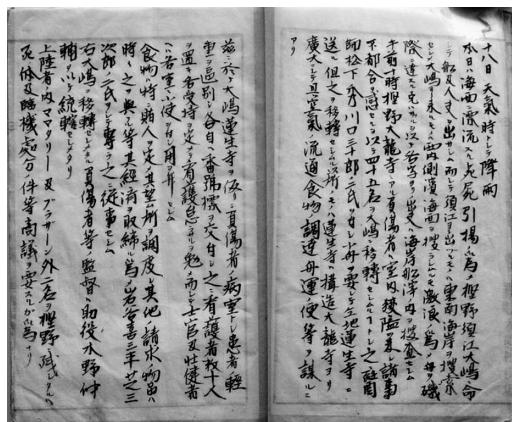
11 頁-12 頁



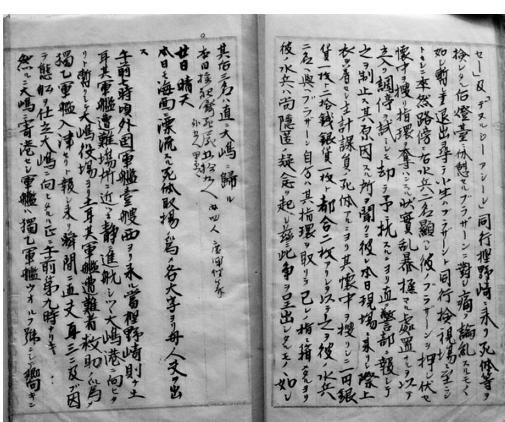
9 頁-10 頁



15 頁-16 頁



13 頁-14 頁



19 頁-20 頁

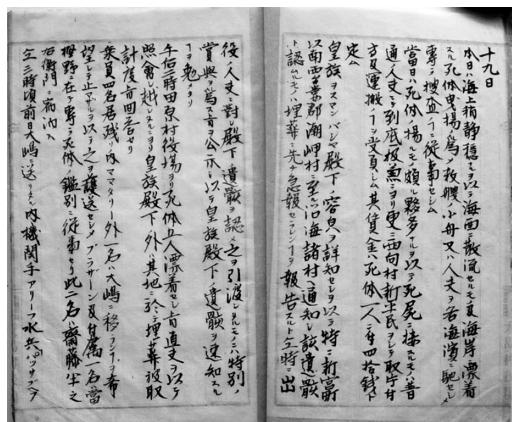
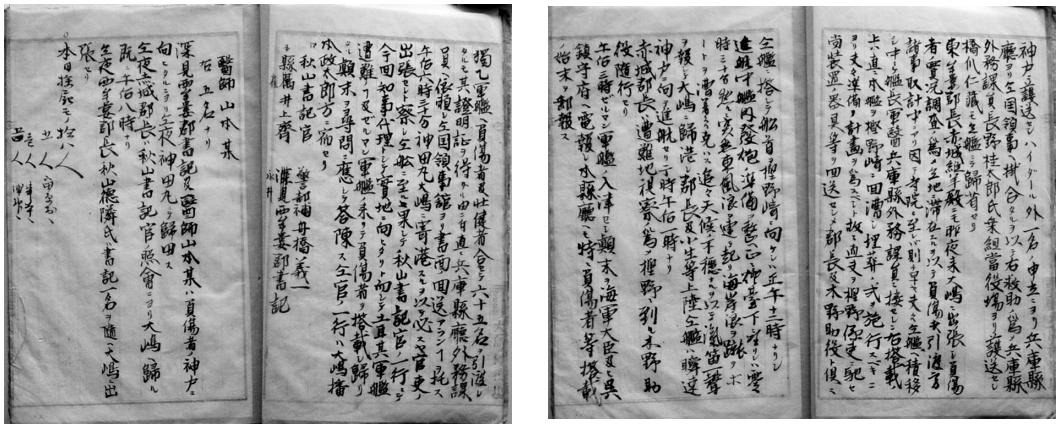


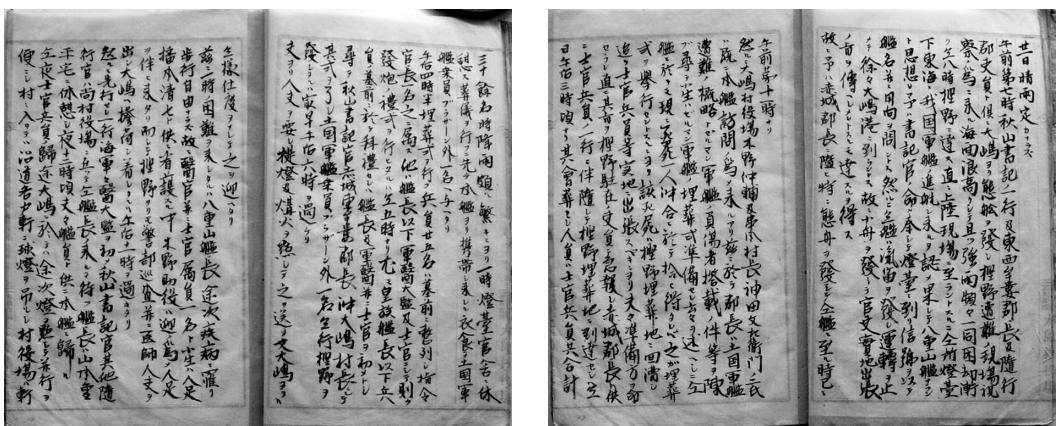
図 2 『沖日記』(9 頁～20 頁)



23 頁-24 頁



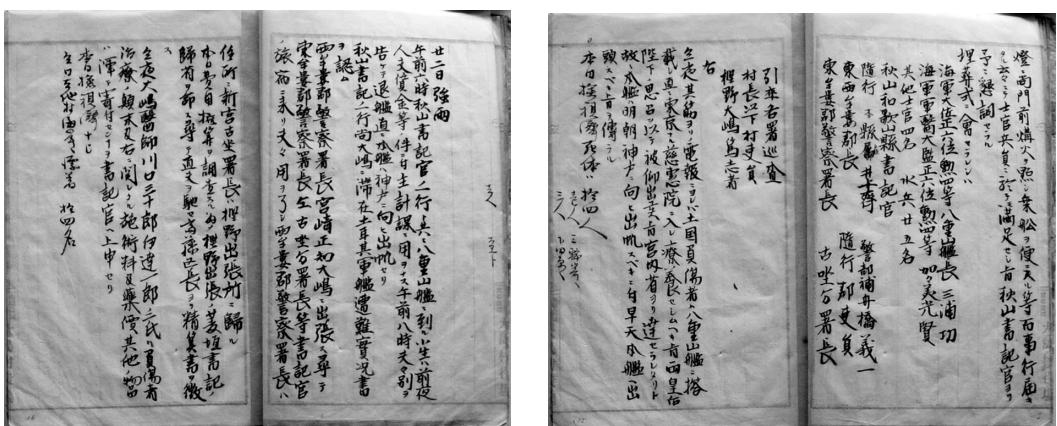
21 頁-22 頁



27 頁-28 頁



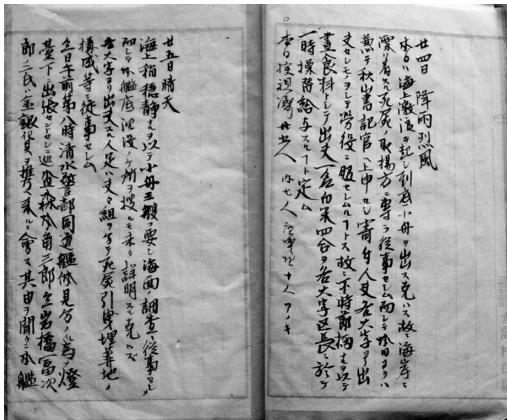
25 頁-26 頁



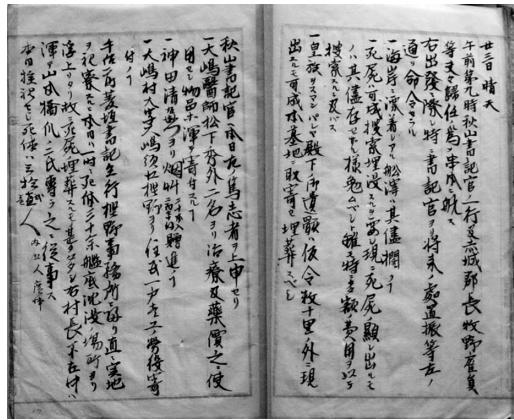
31 頁-32 頁

29 頁-30 頁

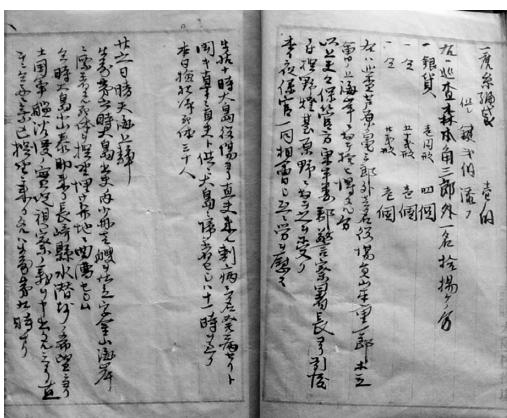
図 3 『沖日記』(21~32 頁)



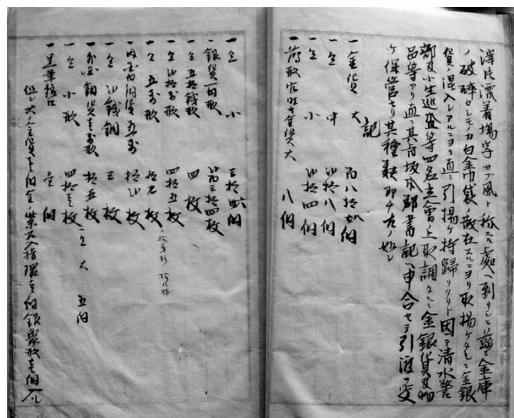
35頁-36頁



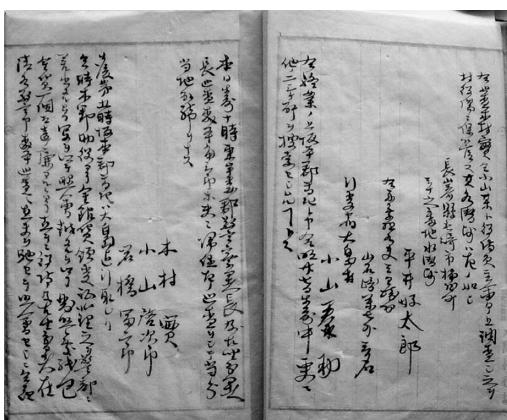
33頁-34頁



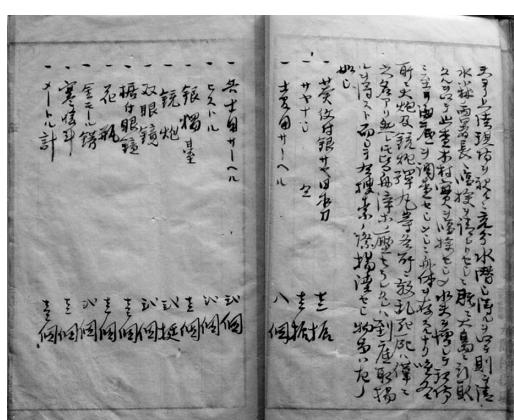
39頁-40頁



37頁-38頁



43頁-44頁



41頁-42頁

図4 『沖日記』(33~44頁)

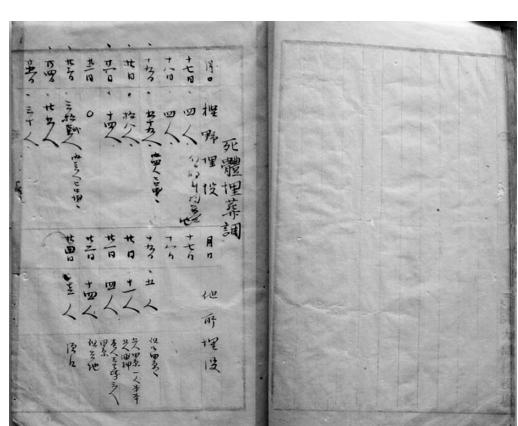
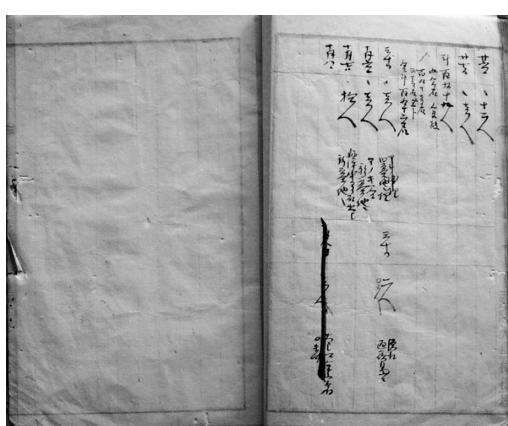
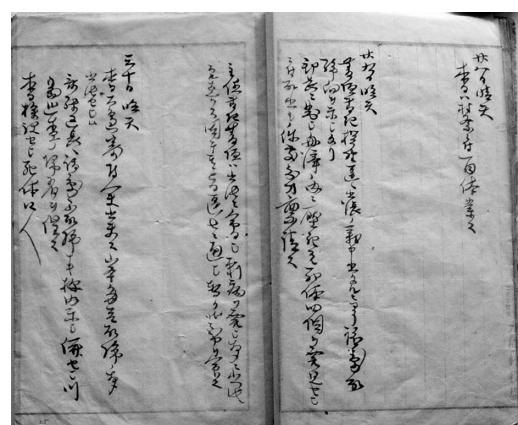
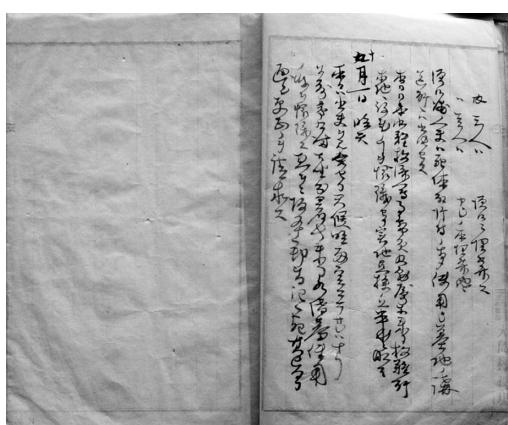
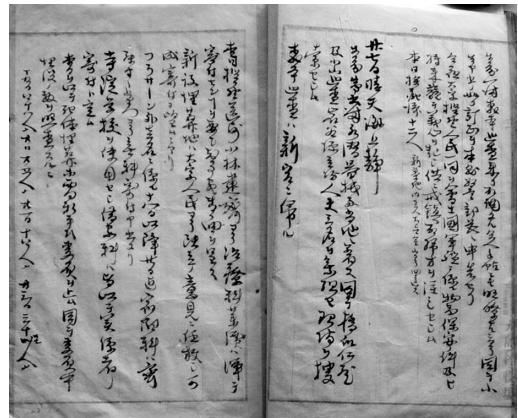
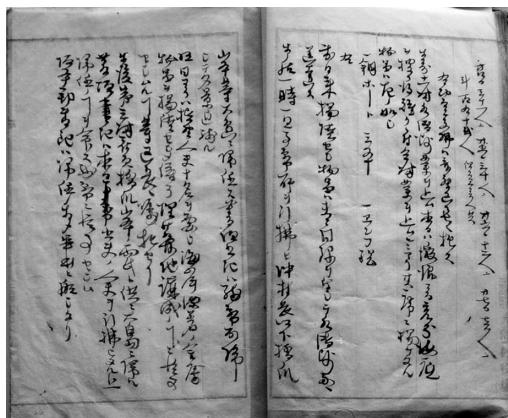
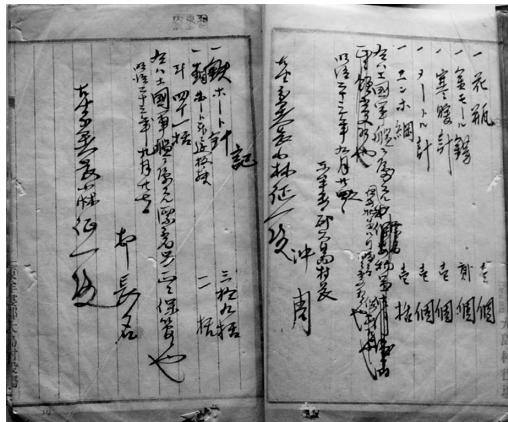
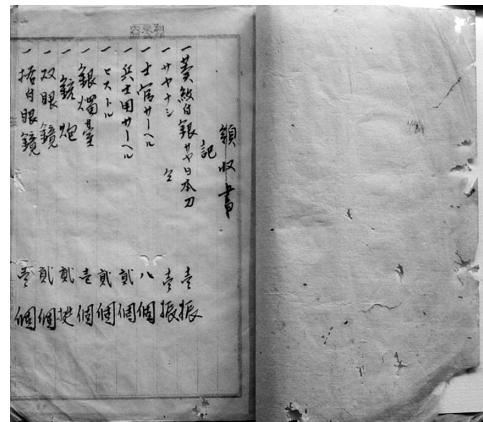


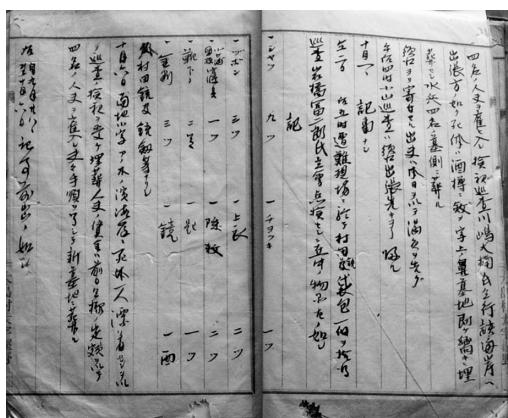
図 5 『沖日記』(45~56 頁)



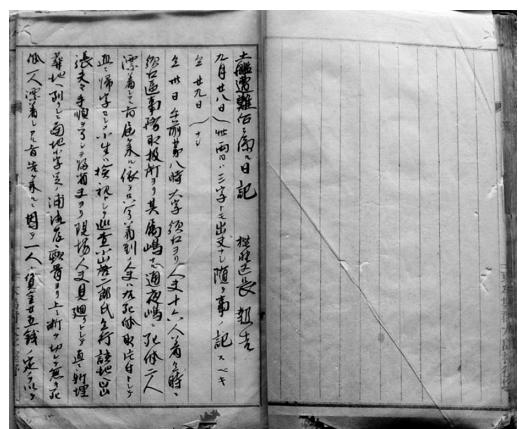
59頁-60頁



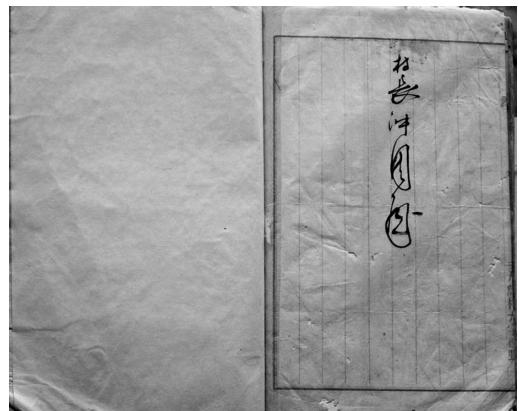
57頁-58頁



63頁-64頁



61頁-62頁



65頁(了)

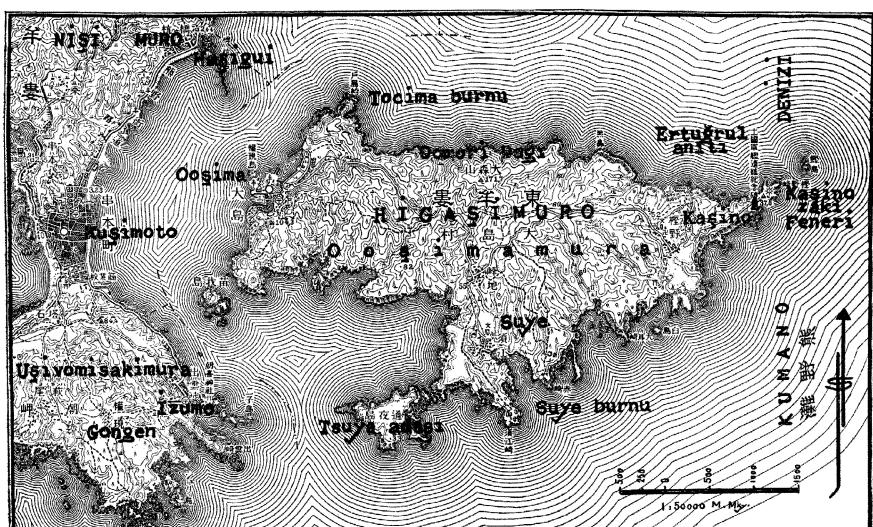
図6 『沖日記』(57~65頁)

和歌山県全図



図 7 現在の和歌山県全図（大島は南端）

ERTÜGRUL ANITININ YERİNİ GÖSTERİR HARİTADIR No. 2



地在所碑念記難遭號ルルクトルエ

図 8 大島全図（発生現場は東端の樅野崎灯台そば）

【Abstract】

**Initial responses to the ‘Tragedy of the Ottoman
Battleship *Ertuğrul*’ on the accident spot (1890) :
The importance of the ‘*Oki Diary*’
as a disaster-proof material
against foreign ships’ accidents
in Japan during the *Meiji* Era**

Nobuo MISAWA

The ‘Tragedy of the Ottoman battleship *Ertuğrul*’ is an important incident, not only from the standpoint of exploring relations between early modern Japan and the Ottoman Empire, to say nothing of Japan and the Islamic World, but also as a means of examining Japanese responses to foreign ships’ accidents during the *Meiji* era (1868–1912).

Regrettably, source materials concerning this incident are difficult to find. My work has therefore been based primarily on secondary sources, particularly Japanese newspapers from that time, though data printed immediately following such events is frequently limited, and even misleading. Nevertheless, in any study of disaster-proof, initial relief measures are most important, because they exert considerable influence on subsequent responses. It is thus critical to locate and analyze primary information sources compiled and preserved by various public offices.

In the case of the *Ertuğrul* disaster, we are fortunate in that *Hajime OKI*, Headman of *Oshima* Village in the *Wakayama* district, where the accident occurred, kept a diary, now known as the “*Oki Diary*,” that has been preserved to the present day. Through revision and analysis of this diary I have reconstructed details about the initial relief efforts for the crew of the *Ertuğrul*. I have also argued for the importance of this diary as an invaluable “disaster-proof material” in Japan during the *Meiji* era.